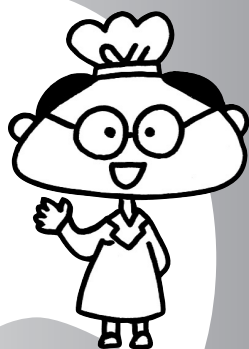


消費税 の あらまし

令和2年6月
国税庁



この「消費税のあらまし」は、消費税及び地方消費税の一般的な事柄及び手続きについて記載しています。
(令和2年5月1日現在適用されている法律に基づいています。)

■申告書の作成手順については……

パンフレット「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き
個人事業者用」

「法人用 消費税及び地方消費税の申告書の書き方」

■国、地方公共団体や公共・公益法人等に対する消費税の特例については……

パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」
をご参照ください。

(これらのパンフレットは、国税庁ホームページからダウンロードできます。)

■輸出品販売場における輸出免税については……

国税庁ホームページの「輸出品販売場における輸出免税について」、「輸出品販売場の免税販売手続電子化について」

■国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係については……

国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」

に掲載している各種リーフレットやQ & Aをご参照ください。

○さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

○国税庁ホームページでは、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

【国税庁ホームページアドレスは <https://www.nta.go.jp>】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の方へ

税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（選択をやめる）ことができます。

詳しくは、P62又は国税庁ホームページ（[ホーム](#)＞[税の情報・手続・用紙](#)＞[税について調べる](#)＞[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置](#)＞[消費税の課税選択の変更に係る特例について](#)）をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>)

消費税 の あらし

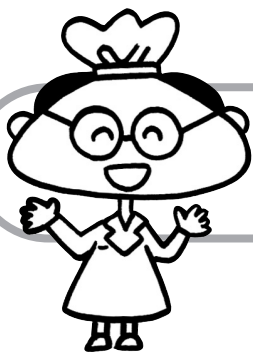
目次

第1 消費税はどんな仕組み？		第10 端数計算はどのように？	49
1. 基本的な仕組み	1	第11 地方消費税の計算は？	51
2. 納付税額の計算方法	2	第12 申告・納付の手続は？	
3. 中小事業者の税額計算の特例 (経過措置)	6	1. 国内取引の場合	52
第2 どんな取引が課税対象？		2. 輸入取引の場合	56
1. 国内取引の場合	9	第13 納税地はどこですか？	
2. 輸入取引の場合	11	1. 国内取引の納税地	57
第3 非課税取引とは？		2. 輸入取引の納税地	57
1. 非課税となる国内取引	12	第14 届出等が必要な場合は？	
2. 非課税となる外国貨物	14	1. 届出関係	58
第4 免税される輸出取引は？		2. 承認関係	60
1. 輸出免税	15	3. 許可関係	60
2. 輸出品販売場における輸出免税	16	4. 特定非常災害の被災事業者に係る 特例	62
第5 納税義務者は誰か？		第15 記帳事項・帳簿の保存は？	64
1. 納税義務者	18	第16 国、地方公共団体等に対する特例は？	
2. 納税義務が免除される場合	19	1. 事業単位等の特例	65
3. 納税義務が免除されない場合	22	2. 仕入税額控除についての特例	66
4. 課税期間の特例	24	第17 会計処理の方法は？	67
第6 納税義務の成立時期は？	26	第18 適格請求書等保存方式とは？	
第7 課税標準とは？	27	1. 適格請求書等保存方式の概要	69
第8 控除税額等の計算は？		2. 適格請求書発行事業者登録制度	69
1. 仕入控除税額の計算方法の選択	28	3. 適格請求書発行事業者の義務等 (売手の留意点)	70
2-(1). 一般課税の場合の計算方法	29	4. 仕入税額控除の要件 (買手の留意点)	71
2-(2). 仕入控除税額の計算の特例	36	5. 税額計算の方法	72
3. 簡易課税制度による計算方法	38	6. 免税事業者の登録手続	72
4. 売上返品、値引き、割戻し等が あった場合	44	第19 総額表示の義務付けは？	
5. 貸倒れが生じた場合	44	1. 総額表示の対象となる事業者及び取引	73
第9 国境を越えた役務の提供に係る 消費税の課税関係は？		2. 総額表示の表示方法	73
1. 電気通信利用役務の提供に係る課税 関係等	45	3. 総額表示義務の特例	75
2. 特定役務の提供（国外事業者が国内で 行う芸能・スポーツ等の役務の提供）に 係る課税方式等	48	索引	77

○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について
社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。
国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。

国 税 庁 の 使 命

納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現します。



1 消費税はどんな仕組み？

この章では、消費税の全体像を理解いただくために、「基本的な仕組み」と「納付税額の計算方法」について説明します。

1. 基本的な仕組み

[1] 消費税はどんな税？

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。(注1)

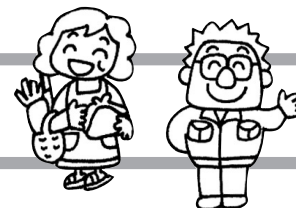
ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とし、取引の各段階ごとに標準税率10%(うち2.2%は地方消費税)、軽減税率8%(うち1.76%は地方消費税)の税率で課税されます。(注2)

ポイント ◎消費税とは、消費一般に広く公平に課税する間接税です。

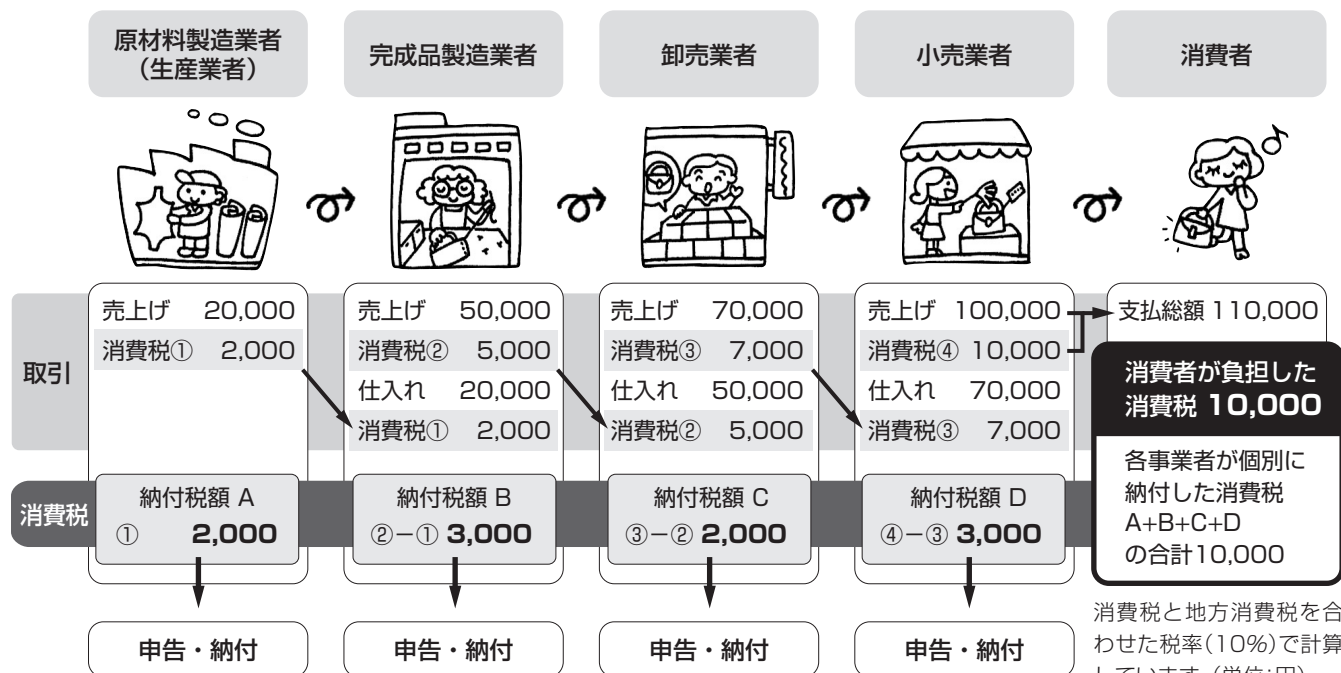
[2] 消費税の負担者

消費税は、事業者負担を求めるものではありません。税金分は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することとなります。

ポイント ◎消費税を負担する者＝消費者
◎消費税を申告、納付する者＝事業者



■消費税の負担と納付の流れ



ポイント ◎税金が価格の一部として移転することを、税の転嫁といいます。

注1

特定の物品やサービスに課税する個別消費税(酒税・たばこ税等)とは異なります。

参照→税率はP2

注2

消費税の収入については、地方交付税法の定めによるほか、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化の対策に要する経費(社会保障4経費)に充てられることとされています。

[3] 課税の仕組み

生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、前ページの図のように、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっています。
(注3)

ポイント ◎消費税は、二重、三重に課されることのない仕組みです。

[4] 申告・納付は、だれが、どこに、いつするの？

納税義務者は、製造、卸、小売、サービスなどの各段階の事業者と、保税地域からの外国貨物の引取者です。

納税義務者は、納税地の所轄税務署長に課税期間の末日の翌日から2月以内（個人事業者の場合は翌年の3月31日まで）に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、消費税額と地方消費税額とを併せて納付します。
(注4)

また、直前の課税期間の確定消費税額に基づき中間申告・納付をすることになります。

ポイント

◎国内取引（事業者）＝ 所轄税務署長に →申告・納付
◎外国貨物の引取者 ＝ 所轄税関長に



[5] 納税事務の負担軽減措置等

事業者の納税事務の負担等を軽減するために、次のような措置が講じられています。

- 事業者免税点制度……基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者となります。
(注5)
- 簡易課税制度……基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

参照→課税仕入れはP7

注3

地方消費税についても、課税仕入れ等に係る消費税額を控除した後の消費税額を基礎として計算されるので、税が累積することはありません。

注4

外国貨物の引取者は、保税地域から引き取る時まで、その所轄税関長に引取りに係る消費税額及び地方消費税額を申告し、納付します。

参照→課税期間はP7、
中間申告はP53



参照→基準期間、課税売上高はP7、免税事業者はP19

注5

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合など一定の場合、消費税の課税事業者となります。
(参照→P19、P21～23)

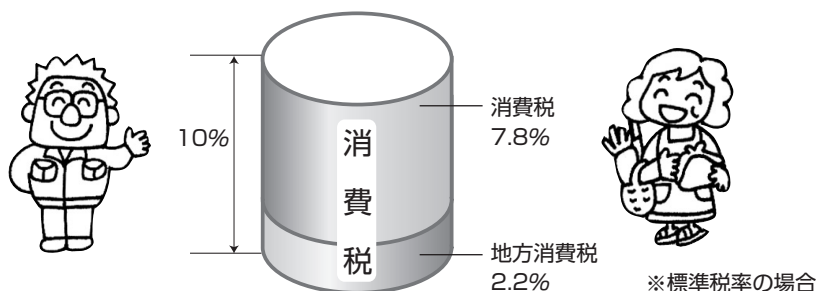
参照→簡易課税制度はP38

2. 納付税額の計算方法

[1] 税率

消費税の税率は、標準税率7.8%、軽減税率6.24%の複数税率です。

このほか地方消費税が消費税率換算でそれぞれ、2.2%、1.76%（ともに消費税額の $\frac{22}{78}$ ）課税されますから、合わせた税率は標準税率10%、軽減税率8%となります。
(注6)



注6

令和元年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率（8%）が適用されることとなります。詳しくは国税庁ホームページ「消費税率等の引上げについて（令和元年10月1日～）」をご参照ください。

適用時期 区 分	令和元年10月1日から		(参考)令和元年 9月30日まで
	標 準 税 率	軽 減 税 率	
消 費 税 率	7.8%	6.24%	6.3%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)	1.7% (消費税額の17/63)
合 計	10.0%	8.0%	8.0%

[2] 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類、外食を除く飲食料品
- ② 週2回以上発行される新聞 (注7)
(定期購読契約に基づくもの)

したがって、テイクアウトや出前・宅配等のように単に飲食料品を届けるだけのものは軽減税率の対象となりますが、食事の提供(外食)やケータリング等は軽減税率の対象にはなりません。(注8)

ポイント

◎軽減税率制度は多くの事業者に関係があります。例えば、軽減税率対象品目の売上げがなくても、軽減税率対象品目の仕入れ(経費)があれば、対応が必要です。

注7

いわゆるスポーツ新聞や業界紙であっても、週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づくものであれば、軽減税率の対象となります。

なお、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないため、軽減税率の対象となりません。

注8

「食事の提供(外食)」か、「テイクアウト」かの判定は、飲食料品を提供する時点で顧客に意思確認を行うなどの方法で行います。

●飲食料品とは

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)をいい、一定の一体資産を含みます。

食品表示法に規定する食品とは、人の飲用又は食用に供されるものをいい、医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品が含まれず、食品衛生法に規定する添加物が含まれます。

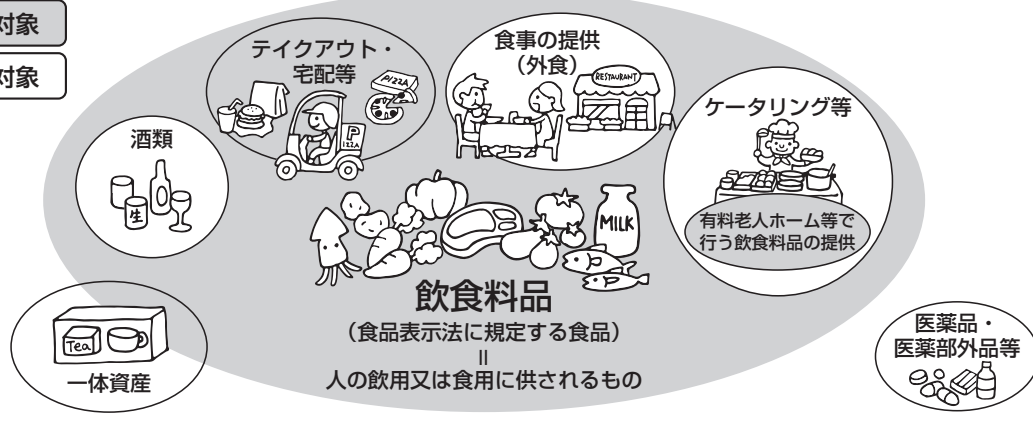
ポイント

◎軽減税率が適用される取引か否かは、その販売時点において、販売者(売手)が「食品」(人の飲用又は食用に供されるもの)として、販売するか否かにより判定します。

《軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



●一体資産とは

一体資産とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、かつ、食品の価額の占める割合が3分の2以上の場合、その全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。



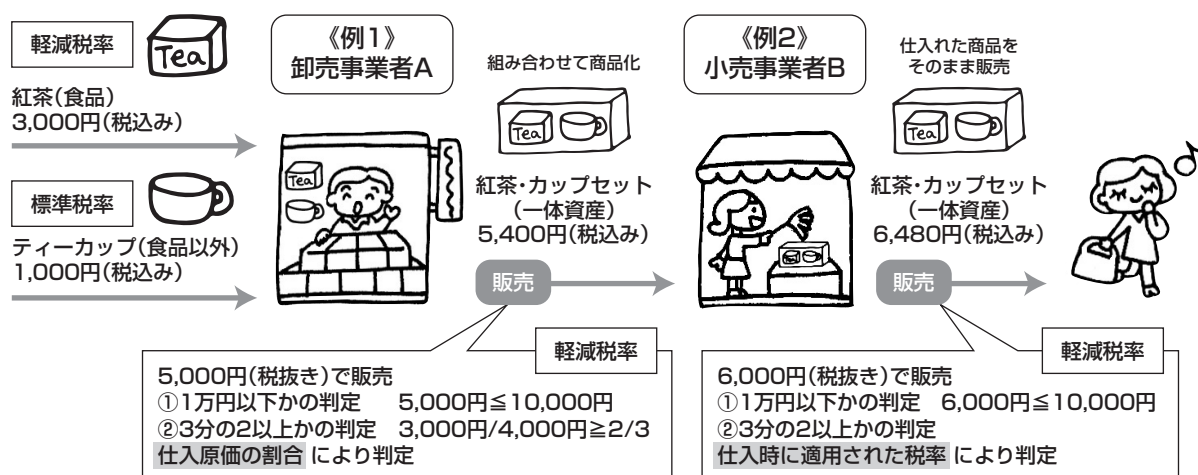
もっとくわしく

一体資産の判定における「食品の価額の占める割合」の具体例

事業者の販売する商品や販売実態等に応じて、例えば、次の《例1》・《例2》のように事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

《例1》卸売事業者A：一体資産の販売に係る原価のうち食品の原価の占める割合で判定

《例2》小売事業者B：一体資産を仕入れてそのまま販売しており、仕入先が適用した税率で判定



●外食・ケータリング等とは

食事の提供(外食)とは、飲食店業等を営む者が、飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

ケータリング等とは、相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供をいいます。



もっとくわしく

飲食料品を販売する際に使用する容器は、どうなるの？

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。

なお、贈答用の包装など、包装材料等に別途対価を定めている場合、その包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」に該当しません。

また、包装材料等自体の仕入れは、軽減税率の対象となりません。

[3] 納付税額の計算方法

納付税額は、次の算式により計算します。

■ 国税の消費税の計算(注9)

$$\begin{aligned} \text{消費税額} &= \text{課税売上げに係る消費税額(売上税額(注10))} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額(仕入税額(注10))} \\ \text{売上税額} &= \left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108} \right) \\ \text{仕入税額} &= \left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{6.24}{108} \right) \end{aligned}$$

■ 地方消費税の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} \times \text{地方消費税率} \left(\frac{22}{78} \right)$$

■ 納付税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税額} + \text{地方消費税額}$$

例



消費税が課税される売上高 ※標準税率対象	2,200万円(税込み) 2,000万円(税抜き)(注11)
課税期間の課税仕入高 ※標準税率対象	1,650万円(税込み)

納付税額の計算方法(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%の場合)

$$\begin{aligned} \text{消費税額} &= \text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \\ 39\text{万円} &= 2,000\text{万円} \times 7.8\% \quad 156\text{万円} - 1,650\text{万円} \times \frac{7.8}{110} \quad 117\text{万円} \\ \text{地方消費税額} &= \text{消費税額} \times \text{地方消費税率} \\ 11\text{万円} &= 39\text{万円} \times \frac{22}{78} \\ \text{納付税額} &= \text{消費税額} + \text{地方消費税額} \\ 50\text{万円} &= 39\text{万円} + 11\text{万円} \end{aligned}$$

ポイント

◎納付税額は、まず国税の消費税額を計算し、その消費税額に地方消費税率を掛けて地方消費税額を計算します。

注9

特定課税仕入れがある場合についてはP46をご参照ください。

参照→課税仕入れ等に係る消費税額について、簡易課税制度を適用する事業者はP38、その他の事業者はP29

注10

それぞれ税率ごとに区分して計算した金額を合計します。

注11

例の場合には、税込みの売上高に $\frac{100}{110}$ を掛けて算出します。すなわち、消費税(7.8%)と地方消費税(2.2%)に相当する金額を除いた金額(税抜き)となります。

3. 中小事業者の税額計算の特例（経過措置）

軽減税率制度実施後は、消費税額は税率ごとに計算しますが、売上げや仕入れを税率ごとに区分することにつき困難な事情がある一定の事業者については、令和元年10月からの一定期間、税額計算の特例を用いて売上税額及び仕入税額を計算することができます。

【1】売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。

軽減税率の対象となる税込売上額		=	課税売上げ (税込み)	×	以下のいずれかの割合
適用できる事業者	割合	ポイント			
① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者（簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります）	[小売等軽減仕入割合] 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ(税込み) 卸売業・小売業にのみ要する課税仕入れ(税込み)	仕入れを税率ごとに管理できれば売上税額が計算できます。			
② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者	[軽減売上割合] 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み) 通常の連続する10営業日の課税売上げ(税込み)	通常の連続した10営業日の売上げを税率ごとに管理できれば、売上税額が計算できます。			
③ ①又は②の割合の計算が困難で、主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者(注12)	50 100				

【2】仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）は、簡易課税制度の適用を受けない令和元年10月1日から令和2年9月30日を含む課税期間の末日までの期間、仕入れの一定割合を軽減税率の対象仕入れとして、仕入税額を計算することができます（注13）。

軽減税率の対象となる税込仕入額		=	課税仕入れ (税込み)	×	小売等軽減売上割合
適用できる事業者	割合	ポイント			
売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者（簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります）	[小売等軽減売上割合] 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の課税売上げ(税込み) 卸売業・小売業に係る課税売上げ(税込み)	売上げを税率ごとに管理できれば仕入税額を計算できます（注14）			

注12

適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

注13

この特例を適用しない、又は、適用できない（卸売業や小売業以外の事業を営む）中小事業者は、「簡易課税制度の届出の特例」を適用することができます（参照→P59注6）。

注14

売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。



もっとくわしく

税額計算の特例を使える「困難な事情」とはどのような場合をいいますか

「困難な事情」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げ又は仕入れにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の事情をいいますので、その理由は問いません。

<用語の説明>

1 課税期間 とは

納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

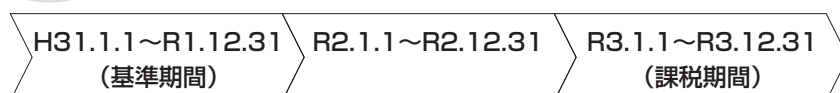
参照→課税期間の特例はP24

2 基準期間 とは

ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。

原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度（注15）をいいます。

例 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



課税売上高

1,000万円超

課税事業者

令和元年の課税売上高が1,000万円超の場合には、令和3年は課税事業者となります。（注16）

注15

前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以来1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。

注16

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合など一定の場合、消費税の課税事業者となります。（参照→P19、P21～P23）

3 課税事業者 とは

事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者（注16）
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ 新設法人又は特定新規設立法人に該当する事業者

参照→新設法人及び特定新規設立法人はP22

4 課税売上高 とは

消費税が課税される取引の売上金額（注17）と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。（注18）

なお、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額（注17）がある場合には、これらの合計額を控除します。

注17

消費税額及び地方消費税額を除きます。

注18

棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料のほか、機械の賃貸収入、棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含まれます。

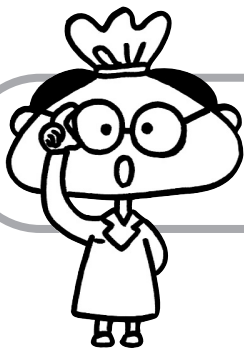
注19

取引の相手方が課税事業者であるか否かは問いません（免税事業者及び消費者も含まれます。）。参照→非課税取引はP12

5 課税仕入れ とは

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。（注19）

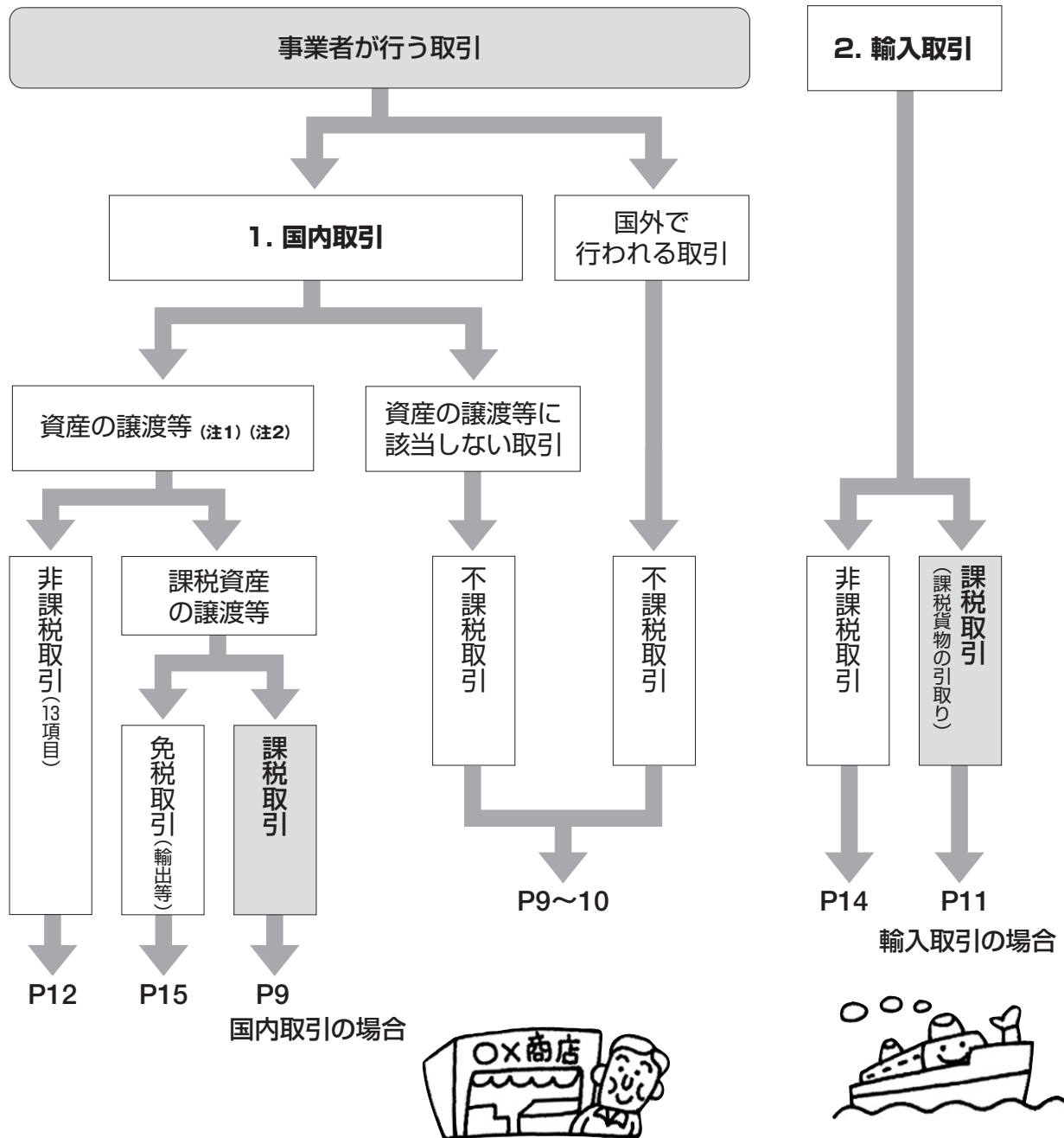
課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
●商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること ●免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ	●土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払などの非課税取引 ●給与の支払、税金の納付など



② どんな取引が課税対象？

この章では、「消費税が課税される取引」について説明します。

消費税の課税対象は、「1. 国内取引」と「2. 輸入取引」に限られ、国外で行われる取引は課税対象にはなりません。



注1 資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいいます。

注2 資産の譲渡等のうち特定資産の譲渡等（参照→P45）に該当するものは、特定課税仕入れとして役務の提供を受けた事業者には納税義務が課されます。

1. 国内取引の場合

課税対象は、次の要件を全て満たす取引となります。

- [1] 国内において行うもの（国内取引）であること。
- [2] 事業者が事業として行うものであること。
- [3] 対価を得て行うものであること。
- [4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること。

[1] 国内において行うものとは

消費税は国内取引に対して課税されます。

事業者が国内と国外にわたって取引を行っている場合は、以下の判定基準をもとに、国内取引であるか国外取引であるかを判定します。

① 資産の譲渡又は貸付けの場合

資産の譲渡又は貸付けが行われる時において、その資産の所在する場所が国内であれば国内取引になります。（注3）

したがって、その資産の所在する場所が国外であれば、消費税の課税対象外（いわゆる「不課税取引」）になります。

② 役務の提供の場合

役務の提供が行われた場所が国内であれば、国内取引になります。（注4）

したがって、その役務の提供が行われた場所が国外であれば、消費税の課税対象外（不課税取引）になります。

ポイント

◎国内と国外にわたって取引を行っている場合は、その取引内容に応じて、国内取引であるかどうかの判定が必要です。

[2] 事業者が事業として行うものとは

事業者が事業として行う取引を課税対象としています。

事業者	事業
・個人事業者（事業を行う個人） ・法人	対価を得て行われる資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して遂行すること（注5）

法人が行う取引は全て「事業として」に該当します。

個人事業者の場合は、事業者の立場と消費者の立場とを兼ねていますから、事業者の立場で行う取引が「事業として」に該当し、消費者の立場で行う資産の譲渡（例：家庭で使用しているテレビ等家事用資産の売却）等は「事業として」に該当しません。

ポイント

◎個人事業者は、事業者の立場で行う取引が課税の対象です。

注3

譲渡又は貸付けの対象資産が船舶、航空機、特許権等の場合は、その船舶等の登録をした機関の所在地等が国内であれば国内取引になります。

参照→電気通信利用役務の提供に該当するものについてはP45

注4

運輸、通信その他国内と国外の双方にわたって行われる役務の提供などの場合には、発送地や到着地等の場所が国内であれば国内取引になります。

注5

事業活動に付随して行われる取引（例えば事業用固定資産の譲渡など）も事業に含まれます。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

[3] 対価を得て行うものとは

資産の譲渡等に対して反対給付を受けること（＝反対給付として対価を得る取引）をいいます。（注6）

したがって、寄附金、補助金のようなものは一般的には資産の譲渡等の対価に該当せず、原則として課税対象になりません。また、無償の取引（みなし譲渡に該当するものは除く。）や利益の配当、宝くじの当せん金等も同様に課税対象になりません。

注6

代物弁済、負担付き贈与、交換、現物出資等は、対価を得て行われる資産の譲渡等に含まれます。

参照→みなし譲渡はP27

ポイント

◎対価を得る取引とは、反対給付を受ける取引のことです。

[4] 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供とは

① 資産の譲渡とは

売買や交換等の契約により、資産の同一性を保持しつつ、他人に移転することをいいます。

「資産」＝ 棚卸資産、機械装置、建物などの**有形資産**
商標権、特許権などの**無形資産**など
取引（譲渡又は貸付け）の対象となるものは
全て含まれます。

② 資産の貸付けとは

賃貸借や消費貸借等の契約により、資産を他の者に貸し付け、使用させる一切の行為をいいます。（注7）

なお、「資産を他の者に使用させる」とは、動産、不動産、無体財産権その他の資産を他の者に使用させること（例：自動車のレンタル、貸倉庫や貸金庫の賃貸）をいいます。

注7

資産の貸付けには、不動産、無体財産権その他の資産に地上権、利用権、実施権等の権利を設定する行為も含まれます。

③ 役務の提供とは

請負契約、運送契約、委任契約、寄託契約などに基づいて労務、便益その他のサービス（例：請負、宿泊、飲食、出演、広告、運送、委任）を提供することをいいます。

また、税理士、公認会計士、作家、スポーツ選手、映画俳優、棋士などによる、その専門的知識、技能に基づく役務の提供もこれに含まれます。

【1】～【4】の要件のどれか一つでも満たしていない取引は、消費税の課税対象外（いわゆる「不課税取引」）です。（注8）

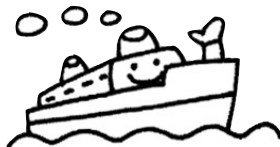
注8

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係については「第9章 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係は？（P45）」をご参照ください。

2. 輸入取引の場合

保税地域(注9)から引き取られる外国貨物(注10)が課税対象です。

また、保税地域において外国貨物が消費され又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時に外国貨物を保税地域から引き取るものとみなして課税されます。



注9

「保税地域」とは、輸出入手続を行い、また、外国貨物を蔵置し又は加工、製造、展示等を行うことができる特定の場所をいいます。

注10

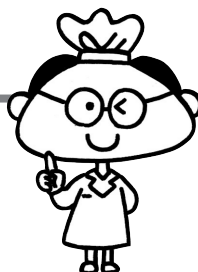
「外国貨物」とは、外国から国内に到着した貨物で、輸入が許可される前のもの及び輸出許可を受けた貨物をいいます。

ポイント

◎課税対象＝保税地域から引き取られる外国貨物



Q&A



Q

私は個人で事業を営んでいます。この度、自宅と店舗を売却しましたが、これらは消費税の課税対象となるでしょうか？

A

課税対象となる取引は、事業者が事業として行う取引です。

したがって、消費者の立場で行う自宅の売却は課税の対象となりませんが、店舗の売却は事業者が事業として行う取引ですので課税の対象になります。

Q

消費税の課税対象外（いわゆる「不課税取引」）とされる取引には、どのようなものがありますか。

A

例えば、次のようなものがあります。

- ① 保険金、共済金（保険事故の発生に伴う収入は対価性がないため）
- ② 寄附金、祝金、見舞金（対価性がないため）

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

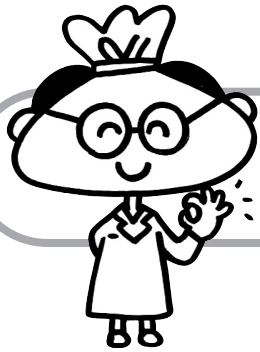
15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示



③ 非課税取引とは？

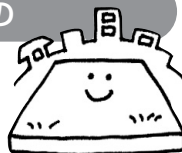
この章では、消費税を課さない取引＝「非課税取引」について説明します。

1. 非課税となる国内取引

消費税の消費一般に広く公平に負担を求める税の性格からみて、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引があります。以下の13項目の取引については、消費税を課税しない「非課税取引」としています。

税の性格から課税対象とすることになじまないもの

〔1〕 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合等を除く。）



- 「土地の上に存する権利」とは、地上権（注1）、土地の賃借権、地役権、永小作権等の土地の使用収益に関する権利をいいます。（注2）
- 「一時的に使用させる場合等」とは、土地の貸付期間が1月に満たない場合及び建物、駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合をいいます。（注3）
- 土地（非課税）と建物（課税）を一括して譲渡した場合には、土地と建物のそれぞれの対価の額を合理的に区分することになります。

注1

空中地上権を含みます。

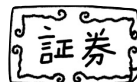
注2

鉱業権、土石採取権及び温泉利用権は課税対象です。

注3

テニスコートや野球場の貸付けは課税対象です。

〔2〕 有価証券、有価証券に類するもの、支払手段（収集品及び販売用のものは除く。）及び支払手段に類するものの譲渡



- 有価証券（注4）
 - 例・ 国債証券、地方債証券、社債券、株券、新株予約権証券
 - ・ 投資信託、貸付信託の受益証券
 - ・ コマーシャル・ペーパー（CP）、抵当証券、外国法人が発行する譲渡性預金証書（海外CD）
- 有価証券に類するもの
 - 例・ 証券の発行がない国債、地方債、社債、株式等
 - ・ 合同会社等の社員の持分、協同組合等の組合員や会員の持分等
 - ・ 貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権
- 支払手段（注5）
 - 例・ 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨
 - ・ 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形及び約束手形
 - ・ 信用状等
- 支払手段に類するもの
 - 例・ 暗号資産（注6）

注4

船荷証券、貨物引換証、倉庫証券や株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権等は課税対象です。

注5

収集品や販売用のものは課税対象です。

注6

資金決済に関する法律に規定する暗号資産をいいます。なお、暗号資産交換業者及び当該交換業者が取り扱う暗号資産の名称等は、金融庁ホームページで公表されています。従来、「仮想通貨」という名称が用いられていましたが、法律改正により、令和2年5月からは「暗号資産」という名称に変更されました。

**[3] 利子に対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付け及び保険料
に対価とする役務の提供等**

- 例・国債、地方債、社債、預金、貯金及び貸付金の利子
- ・ 集団投資信託等の収益として分配される分配金
 - ・ 信用の保証料、保険料、共済掛金、手形の割引料
 - ・ 割賦販売等の手数料（注7）
 - ・ ファイナンス・リースのリース料のうち、利子及び保険料相当額（注8）

[4] 一① 郵便切手類、印紙及び証紙の譲渡（注9）

郵便局や印紙売りさばき所等、一定の場所における譲渡に限られます。

② 物品切手等の譲渡

商品券、ビール券、図書カード、各種のプリペイドカードなど、物品の給付、貸付け又は役務の提供に係る請求権を表彰する証書等をいいます。

[5] 一① 国、地方公共団体等が、法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供

② 外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

[6] 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等

[7] 一① 介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス費の支給に係る居宅・施設・地域密着型サービス等

② 社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等

[8] 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等

[9] 墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料に対価とする役務の提供

[10] 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能をも有する物品の譲渡、貸付け等（注10）

注7

契約においてその額が明示されているものに限りします。

注8

契約において利子又は保険料相当額が明示されている部分に限りします。

注9

郵便切手類等が収集対象として収集品販売業者等によって販売される場合は課税対象となります。

注10

義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子等の一定の物品が対象となります。

[11] 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等

[12] 教科用図書の譲渡

[13] 住宅の貸付け

- 住宅とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいい、一戸建ての住宅のほかマンション、アパート、社宅、寮等を含みます。
- 契約において人の居住用であることが明らかにされているもの（契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合にその貸付け等の状況からみて人の居住用であることが明らかなものを含みます。）に限られます。（注11）

注11

その貸付けに係る期間が1月に満たない場合、又はその貸付けが旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合（旅館、ホテル等）は除きます。

なお、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）は、旅館業法に規定する旅館業に該当します。



Q 駐車場を賃貸しましたが、消費税の課税の対象になりますか？

A 施設の利用に伴って土地が使用される場合は課税の対象になります。

Q 銀行に預けた預金の利子は消費税の課税の対象になりますか？

A 非課税とされています。

2. 非課税となる外国貨物

国内における非課税取引とのバランスを図るため、輸入取引（保税地域から引き取られる外国貨物）のうち、以下のものについては非課税とされています。

[1] 有価証券等



[2] 郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等

[3] 身体障害者用物品

[4] 教科用図書



4 免税される輸出取引は？

この章では、「消費税が免除される輸出取引」について説明します。

消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供などに課税されるものです。課税事業者が輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う課税資産の譲渡等については、消費税が免除されます。

1. 輸出免税

[1] 免税される輸出取引の範囲

課税事業者が次のような輸出取引等を行った場合は、消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（典型的な輸出取引）
- ② 国内と国外との間の通信又は郵便若しくは信書便
- ③ 非居住者に対する鉱業権、工業所有権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ④ 非居住者に対する役務の提供

ただし、次のイからハについては、免税とされる輸出取引にはならず、消費税が課されます。

- イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管
- ロ 国内における飲食又は宿泊
- ハ イ又はロに準ずるもので国内において直接便益を享受するもの



もっとくわしく

免税される輸出取引の範囲は……

- 外国貨物の譲渡又は貸付け（上記①に該当するものを除く。）
- 国内と国外との間の旅客や貨物の輸送（国際輸送）
- 船舶運航事業者等に対する外航船舶等（注1）の譲渡又は貸付け
- 船舶運航事業者等の求めに応じて行われる外航船舶等の修理
- 国内と国外の間又は国外と国外の間の貨物輸送用のコンテナの譲渡、貸付けで船舶運航事業者等に対するもの又はそのコンテナの修理で船舶運航事業者等の求めに応じて行われるもの
- 外航船舶等の水先、誘導、その他入出港若しくは離着陸の補助又は入出港、離着陸、停泊若しくは駐機のための施設の提供に係る役務の提供等で船舶運航事業者等に対するもの
- 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供

輸出免税についての注意点は……

- ① 次の取引は、輸出取引ではありませんから、輸出免税の規定の適用はありません。
 - イ 輸出する物品の製造のための下請加工
 - ロ 輸出取引を行う事業者に対して行う国内での資産の譲渡等
- ② 旅行者主催の海外パック旅行に係る役務の提供は、旅行者と旅行者との間の包括的な役務の提供契約に基づくものです。したがって、役務の提供は国内におけるものと国外におけるものに区分して、次のように取り扱われます。
 - イ 国内輸送又はパスポート交付申請等の事務代行に係る役務の提供は、国内において行う課税資産の譲渡等に該当します。なお、輸出免税の適用はありません。
 - ロ 国内から国外・国外から国外・国外から国内への移動に伴う輸送、国外におけるホテルでの宿泊、国外での旅行案内等の役務の提供については、国内において行う資産の譲渡等に該当しませんから、不課税取引です。

注1 「外航船舶等」とは、国内と国外との間又は国外間で行われる旅客や貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機をいいます。

[2] 免税の適用を受けるための証明

輸出免税の適用を受けるためには、その取引が輸出取引等である証明が必要です。輸出取引等の区分に応じて輸出許可書、税関長の証明書又は輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地等に7年間保存する必要があります。

[1] の①のうち輸出の許可を受ける貨物の場合	→ 輸出許可書 (税関長が証明した書類)
[1] の①のうち郵便物として輸出する場合 (当該資産の価額(注2)が20万円を超えると)	→ 輸出許可書 (税関長が証明した書類)
[1] の①のうち郵便物として輸出する場合 (当該資産の価額(注2)が20万円以下のとき)	→ 帳簿又は書類
[1] の②の取引の場合	→ 帳簿又は書類
[1] のその他の取引の場合	→ 契約書その他書類



注2

この価額とは、FOB価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

ポイント

◎輸出免税の適用には、輸出許可書等の保存が必要です。

2. 輸出物品販売場における輸出免税

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、外国人旅行者などの非居住者（注3）に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

免税対象物品とは、通常生活の用に供する物品（注4）であって、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜き）の合計額が次の基準を満たすものをいいます。（注5）

免税対象物品の区分	販売価額（税抜き）
一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》）	5千円以上
消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）	5千円以上50万円以下

輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要です。（注6）

[1] 輸出物品販売場の種類（注7）

① 一般型輸出物品販売場

販売場を経営する事業者自身がその販売場において免税販売手続を行う輸出物品販売場です。

② 手続委託型輸出物品販売場

その販売場が所在する商店街やショッピングセンター等の法令に定められた場所又は施設（特定商業施設）に免税販売手続を代理するための設備（免税手続カウンター）を設置する事業者が、免税販売手続を代理する輸出物品販売場です。

免税手続カウンターを設置しようとする事業者は、特定商業施設ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の承認が必要です。（注6）

注3

「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有していない方などをいいます。日本国内にある事務所に勤務する方や日本に入国後6か月以上経過した方は「非居住者」には該当しません。

注4

事業用又は販売用として購入することが明らかな物品及び金又は白金の地金は、免税対象物品から除かれています。

注5

一般物品と消耗品の販売価額が各々、5千円未満であったとしても、合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税販売することができます。この場合、その一般物品は消耗品として取り扱うこととなります。

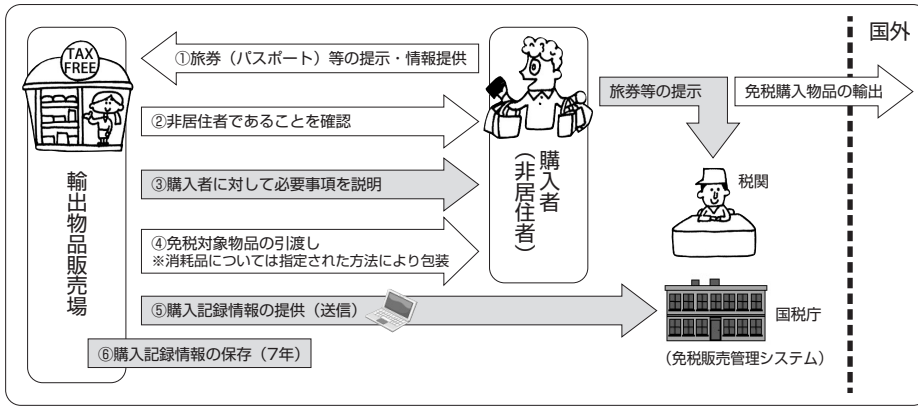
注6

輸出物品販売場の許可及び免税手続カウンターの設置承認を受けることができるのは、消費税の課税事業者に限られます。

注7

令和2年度税制改正で「自動

■一般型輸出物品販売場における免税対象物品の販売方法



これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、これらの手続が令和2年4月1日から電子化されました。(注8)

令和3年9月30日までの間は、経過措置として従来の書面による免税販売手続ができることとされていますが、同日までに免税販売手続の電子化に対応しなかった場合、令和3年10月1日以後は免税販売を行うことはできません。

輸出物品販売場における輸出免税制度の適用を受けるためには、購入記録情報を7年間保存する必要があります。(注9)

[2] 臨時販売場制度 (注10)

輸出物品販売場を経営する事業者が、臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場に限ります。）の設置事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができます。

ポイント

- 輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要です。
- 輸出物品販売場において免税で商品を販売するためには、一定の方法により販売する必要があります。

このほか、輸出物品販売場制度についてさらに詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページの「輸出物品販売場における輸出免税について」に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご参照ください。

販売機型輸出物品販売場」制度が創設されました。自動販売機型輸出物品販売場とは、免税販売手続が指定自動販売機(国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するもの)によってのみ行われる輸出物品販売場です。自動販売機型輸出物品販売場は、令和3年10月1日からその許可を受けることができます(指定自動販売機の設置ごとに自動販売機型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります)。

注8

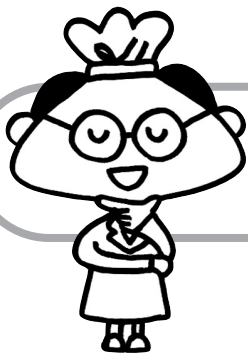
事前に輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書(第20-(3)号様式)」の提出等が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」をご参照ください。

注9

事業者が購入記録情報を保存しない場合や、居住者に免税販売した場合等は、消費税が免除されません。

注10

詳しくは、国税庁ホームページ「輸出物品販売場制度の改正について(平成31年4月)」をご参照ください。



5 納税義務者は誰か？

この章では、「納税義務者」及び「納税義務の判定」などについて説明します。

1. 納税義務者

商品の販売やサービスの提供、資産の貸付け等を行った場合は、その取引に対して消費税が課税されます。

消費税を納める義務のある者（納税義務者）は、次のとおりです。

■ 納税義務者

国内取引の場合



課税資産の譲渡等（注1）（注2）を行う事業者

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務があります。

輸入取引の場合



課税貨物（注3）を保税地域から引き取る者

輸入者は、引き取る課税貨物について消費税を納める義務があります。

輸入取引の場合、事業者に限らず、消費者である個人が外国貨物を輸入する場合も納税義務者になります。

注1

「課税資産の譲渡等」とは、資産の譲渡等のうち、非課税とされる資産の譲渡等以外のものをいいます。

注2

特定資産の譲渡等（参照→P45）を除きます。

注3

「課税貨物」とは、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、非課税とされるもの以外のものをいいます。

ポイント

- ◎国内で課税資産の譲渡等を行った事業者は、納税義務者になります。
- ◎外国貨物を保税地域から引き取る者は、事業者以外でも納税義務者になります。



もっとくわしく

国や各種法人の納税義務は……

国、地方公共団体、公共法人、公益法人、人格のない社団等（注4）のほか、非居住者及び外国法人でも、国内において課税資産の譲渡等や輸入取引を行う限り、消費税の納税義務者になります。

なお、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事務を行う場合には、消費税の申告義務はありません。

注4

人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

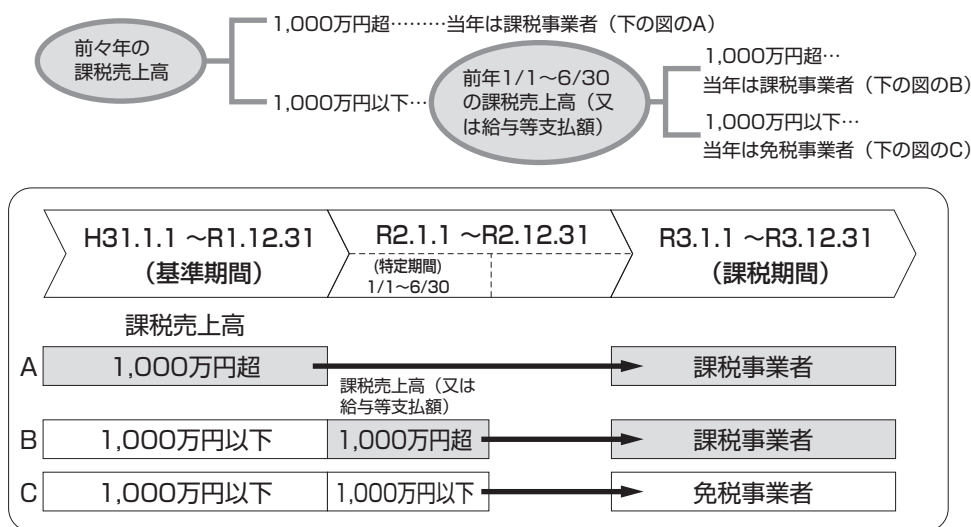
2. 納税義務が免除される場合

その課税期間の基準期間における課税売上高(注5)が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。この事業者を「免税事業者」といいます。

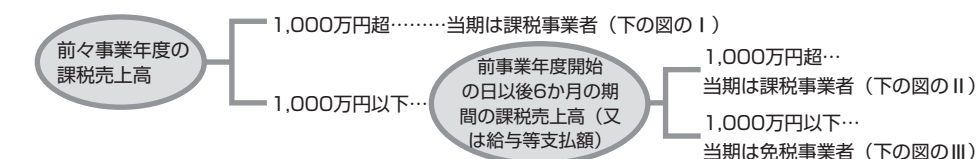
免税事業者は、課税資産の譲渡等を行っても、その課税期間は消費税が課税されないことになり、課税仕入れ及び課税貨物に係る消費税額の控除もできません。

※ その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(注6)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、当該課税期間から課税事業者となります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。(注7)

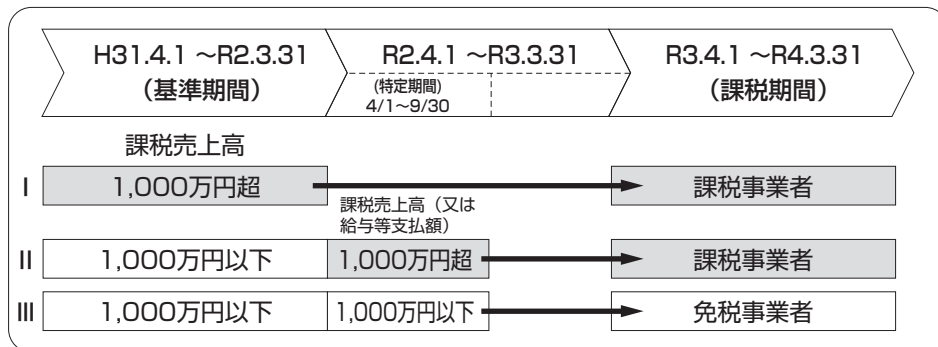
○ 個人事業者の納税義務(注8)



○ 法人の納税義務(注9)



<事業年度が1年の3月末決算法人の場合>



注5

基準期間が1年でない法人については、12月(1年分)に換算します。

参照→課税期間、基準期間、課税売上高はP7

注6

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

注7

いずれの基準で判定するかは納税者の任意です。

注8

相続があった場合には特例があります。



注9

合併、分割等があった場合には特例があります。





消費税課税事業者届出書

(フリガナ)

(=

[illegible]

消費税課税事業者届出書（基準期間用）



大切な
届出です。

●基準期間の課税売上高が1,000万円を超えたとき……

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた事業者は、「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

●特定期間の課税売上高が1,000万円を超えたとき……

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者が、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定した場合も含みます。）には、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

●基準期間の課税売上高が1,000万円以下となったとき……

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった事業者は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。



も っ と く わ し く

新規に開業した場合は……

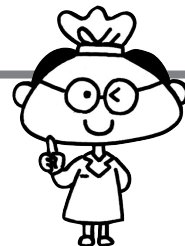
個人事業者の新規開業年とその翌年、法人の設立事業年度とその翌事業年度は、基準期間の課税売上高がないので、原則として免税事業者になります。

課税売上高を計算する時には……

免税事業者であった場合の基準期間の課税売上高には、消費税が含まれていないので、その基準期間の課税売上高の計算時には税抜きの処理を行う必要はありません。

参照→新設法人の特例は
P22

参照→課税事業者の選択
はP21



Q

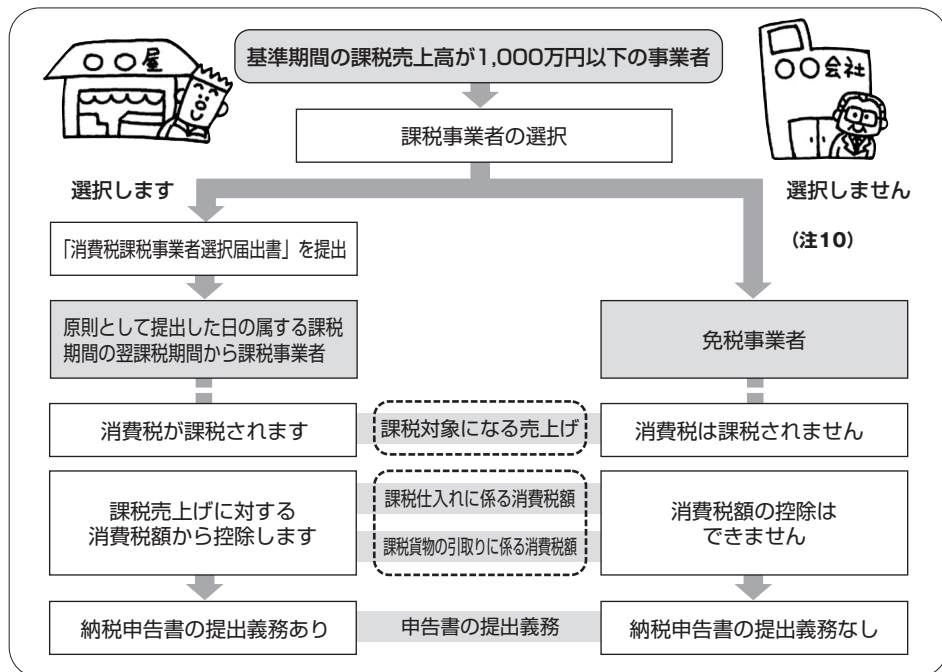
設立1期目である今期は設備投資が主で、売上げはほとんどありません。このような場合、課税事業者であれば還付を受けることができるということですが、どうすればよいのでしょうか？



設備投資が多額にあった場合や、輸出業者のように売上げに係る消費税額よりも仕入れに係る消費税額が多く、経常的に還付が生ずる事業者については、免税事業者であっても課税事業者を選択することによって、消費税の還付を受けることができます。

■課税事業者を選択しますか？

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、課税事業者となることができます。



消費税課税事業者選択届出書

消費税課税事業者選択届出書

注10

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。(参照→P19)

注11

次の場合は、その課税期間中に提出すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

- ・事業を開始した課税期間
- ・「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を提出して課税事業者となっている被相続人・被合併法人・分割法人の事業を相続・吸収合併・吸収分割により承継した課税期間

参照→調整対象固定資産はP37

参照→一般課税はP29



＜届出等の手続き＞



●課税事業者になることを選択するとき……

免税事業者は、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者になることができます。この制度の適用を受けるには、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。(注11) (災害時等の特例については、P61参照)

●課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするとき……

課税事業者を選択していた方が免税事業者に戻ろうとするときは、免税事業者に戻ろうとする課税期間の初日の前日までに、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。(災害時等の特例については、P61参照)



もっとくわしく

課税事業者となることを選択した場合の注意点は……

- ① 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった事業者は、課税事業者となった日から2年間は、免税事業者となることはできません。
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、免税事業者となることはできず、2年間は「簡易課税制度選択届出書」の提出をすることもできません。

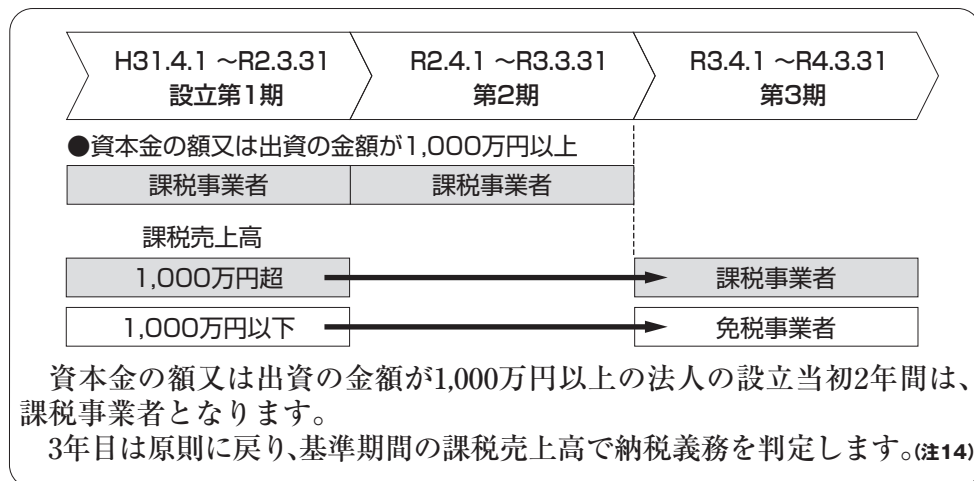
3. 納税義務が免除されない場合

免税事業者は納税義務が免除されますが、次のような場合は、納税義務を免除しないこととする特例があります。

■ 納税義務を免除しないこととする特例

新設法人の特例	その事業年度の基準期間がない法人（注12）のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）は、その課税期間の納税義務が免除されません。（注13）
----------------	--

○ 新設法人の納税義務 <事業年度が1年の3月末決算法人の場合>



参照→免税事業者はP19

注12

社会福祉法人を除きます。

注13

人格のない社団等は除きます。

注14

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。（参照→P19）

参照→簡易課税制度はP38

参照→調整対象固定資産はP37

参照→一般課税はP29

ポイント

◎新設法人は、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額によって納税義務の有無を判定します。



もっとくわしく

「新設法人」に関する注意点は……

- ① 「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人が該当します。したがって、例えば設立2期目であっても、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上となった場合は、新設法人として特例の対象となることに注意する必要があります。
- ② この特例は、基準期間がない事業年度について適用されます。その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人であっても、基準期間の課税売上高が計算できる課税期間からは、その基準期間の課税売上高が1,000万円超であるかどうかにより納税義務の有無を判定します。
- ③ この特例を受ける新設法人も、簡易課税制度を選択することができます。
- ④ 「新設法人」が、基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、納税義務が免除されません。また、簡易課税制度を選択して申告することもできません（次の「特定新規設立法人」に該当する場合も同様です。）。

特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度について

その事業年度の基準期間がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されません。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。



＜届出等の手続き＞



e-Tax

新設法人に該当する場合は、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、「法人設立届出書」(注15)の提出時に、その届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載したときは、改めて「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

●第3期が課税事業者となるとき、免税事業者となるときは……

第1期の課税売上高(注16)が1,000万円超の場合は、第3期は課税事業者となり、「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

第1期の課税売上高が1,000万円以下の場合は、特に届出の必要はありません。(注17)

●第3期以後に還付を受けようとするときは……

第3期以後の課税期間に免税事業者となる新設法人が、消費税の還付を受ける場合は、還付を受けようとする課税期間の初日の前日(注18)までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。

高額特定資産 を取得した 場合等の特例

課税事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産(注19)の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は納税義務が免除されません。(注20)

また、高額特定資産のうち自己建設高額特定資産(注21)については、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額(課税事業者であった課税期間で、かつ、簡易課税制度の適用を受けない課税期間における原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除きます。)の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間から、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は納税義務が免除されません。(注20)

さらに、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産(注22)について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定(免税事業者が課税事業者となった場合の調整等)の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間(その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は納税義務が免除されません。(注20)(注23)



＜届出等の手続き＞



e-Tax

高額特定資産を取得した場合の特例の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合(「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合を除きます。)は、「高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

その他の 特例

以下の場合も、納税義務を免除しないこととする特例があります。
・相続のあった個人事業者 ・合併、分割等のあった法人

注15

法人税法第148条の規定に基づく届出書。

注16

1年に満たない場合は、12月(1年分)に換算します。

注17

課税事業者となることを選択する場合を除きます。

注18

第3期に還付を受けようとする場合には、第2期中。

注19

高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産(参照→P37)をいいます。

注20

簡易課税制度選択届出書の提出についても、一定期間、制限されます。詳しくは、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(平成28年4月)(平成28年11月改訂)」及び「消費税法改正のお知らせ(令和2年4月)」をご参照ください。

参照→免税事業者が課税事業者となった場合の調整はP38

注21

自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産(参照→P37)として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

注22

調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

注23

この規定は令和2年4月1日以後に消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けることとなった場合から適用されます。

1 消費税の
仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の
成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の
計算方法

9 国境を越えた
役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する
特例

17 会計処理

18 適格請求書等
保存方式

19 総額表示

4. 課税期間の特例

個人事業者又は法人が、納付すべき又は還付を受けるべき消費税額を計算する場合の計算期間を「課税期間」といいます。個人事業者については暦年、法人については事業年度となります。

ただし、特例として「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出した事業者は、課税期間を3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます。

したがって、この特例を選択した事業者は原則としてその課税期間ごとに消費税額を計算して申告、納付をする（又は還付を受ける）ことになります。

参照→申告・納付の手続きはP52



個人事業者の課税期間と基準期間

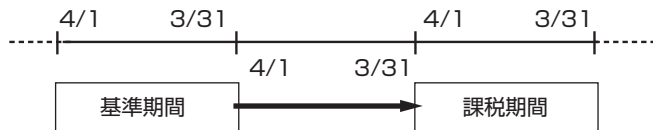
原則の課税期間	● 課税期間→暦年（1月1日から12月31日までの期間） ● 基準期間→その前々年（1月1日から12月31日までの期間）
3月特例の課税期間	● 課税期間→1月1日から 3月31日までの期間 4月1日から 6月30日までの期間 7月1日から 9月30日までの期間 10月1日から12月31日までの期間 ● 基準期間→その前々年（1月1日から12月31日までの期間）
1月特例の課税期間	● 課税期間→1月1日以後、1月ごとに区分した各期間 ● 基準期間→その前々年（1月1日から12月31日までの期間）



法人の課税期間と基準期間

原則の課税期間

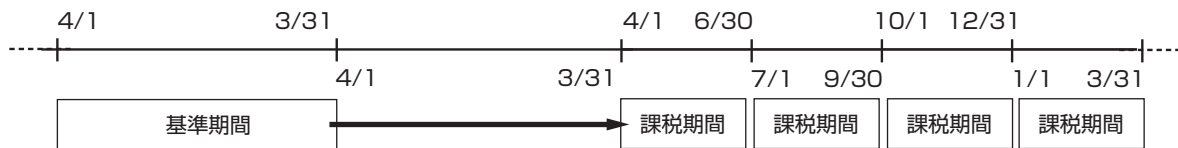
例＜事業年度が1年の3月末決算法人の場合＞



- 課税期間→事業年度（注24）
- 基準期間→その前々事業年度

3月特例の課税期間

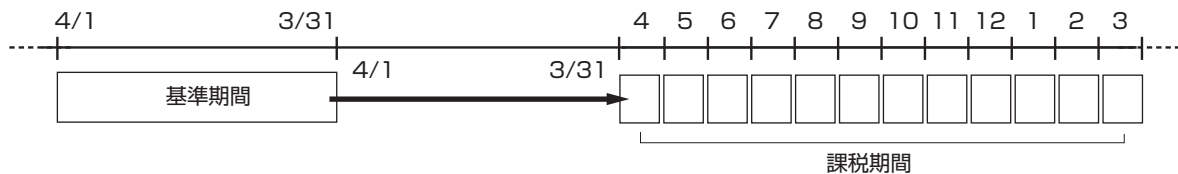
例＜事業年度が1年の3月末決算法人の場合＞



- 課税期間→事業年度の開始日以後、3月ごとに区分した各期間（注25）
- 基準期間→その前々事業年度

1月特例の課税期間

例＜事業年度が1年の3月末決算法人の場合＞



- 課税期間→事業年度の開始日以後、1月ごとに区分した各期間（注26）
- 基準期間→その前々事業年度



＜届出等の手続き＞



e-Tax

- 課税期間の特例の適用を受けようとするときは……

この特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

- 課税期間の特例の適用をやめようとするときは……

課税期間の特例の適用をやめようとするときには、適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお、事業を廃止した場合を除き、特例の効力が生じた日から2年間継続した後でなければ、課税期間の特例の適用をやめることはできません。

- 他の課税期間の特例に変更しようとするときは……

3月特例を1月特例に、又は1月特例を3月特例に変更する場合には、変更しようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。なお、事業を廃止した場合を除き、特例の効力が生じた日から2年間継続した後でなければ、他の課税期間特例に変更することはできません。

注24

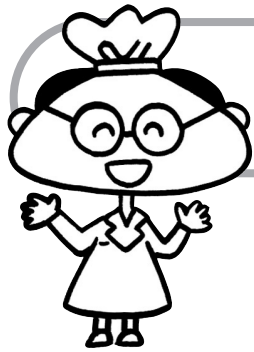
法人税法に規定するみなし事業年度を含みます。

注25

最後に3月末満の期間が生じたときは、その3月末満の期間。

注26

最後に1月末満の期間が生じたときは、その1月末満の期間。



6 納税義務の成立時期は？

この章では、国内取引の具体的な「納税義務の成立時期」と、「輸入取引の納税義務の成立時期」について説明します。

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等（注1）をした時に成立します。また、リース譲渡（注2）、工事の請負、現金主義会計については特例が設けられています。

注1 特定資産の譲渡等についてはP45を参照。

注2 平成30年度税制改正により、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例は、平成30年4月1日から廃止されました。なお、平成30年4月1日前に長期割賦販売等を行っていた事業者等は、一定の間、延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算することができるなどの経過措置が設けられています。

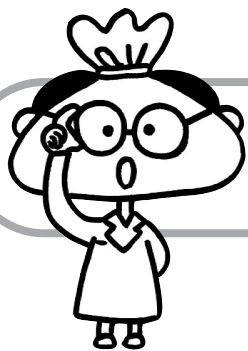
〔国内取引の納税義務の成立時期〕

国内取引についての具体的な納税義務の成立時期を、取引の態様に応じて例示すると次のとおりです。

		取 引 の 態 様	成 立 時 期 （ 原 則 ）
資産の譲渡	棚卸資産の譲渡		引渡しの日
	固定資産の譲渡		引渡しの日
	工業所有権等の譲渡又は 実施権の設定		譲渡又は実施権の設定に関する 契約の効力発生日
資産の貸付け	契約又は慣習により使用料等（前受 けに係る額を除く。）の支払日が定 められているもの		支払を受けるべき日
	支払日が定められていないもの		支払を受けた日 （ 請求があったときに支払うべき ものとされているものにあつては、 その請求日 ）
役務の提供	請	物の引渡しを要するもの	目的物の全てを完成し 相手方に引き渡した日
	負	物の引渡しを要しないもの	約した役務の全ての提供を 完了した日
	人的役務の提供		約した役務の全ての提供を 完了した日

〔輸入取引の納税義務の成立時期〕

保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。



7 課税標準とは？

この章では、税額計算の基礎となる「課税標準」について、その概要を説明します。

課税標準とは、税額計算の基礎となる金額のことをいいます。この合計額(課税標準額といいます。)に税率を掛けて課税売上げに係る消費税額を算出します。

消費税の課税標準は、課税対象となる取引の区分に応じ、次のようになります。

		課税標準		
	国内取引	課税資産の譲渡等(注1)の対価の額(消費税額及び地方消費税額を含まないが、個別消費税(注2)の額を含む。)		
	輸入取引	課税対象となる 外国貨物の 引取価額	= 関税課税 価格 (C.I.F)	+ 個別 消費税額 (注2) + 関税額

国内取引における「課税資産の譲渡等の対価の額」とは、対価として收受する又は收受すべき一切の金銭及び金銭以外の物、若しくは権利その他経済的な利益の額をいいます。一般的には当事者間で授受することとした対価の額が、課税標準になります(注3)。

ポイント

◎課税標準には対価として得たもの全てが含まれます。



もっとくわしく

「みなし譲渡等」の場合……

- 個人事業者が事業に使用していた資産を、家事のために消費・使用した場合(注4)は、その時における資産の価額に相当する金額が課税標準となります。
- 法人がその役員に対して、資産を贈与又は著しく低い対価により譲渡した場合は、その時における資産の価額に相当する金額が課税標準になります。

課税資産と非課税資産の一括譲渡の場合……

- 例えば建物と土地を同一の者に対して同時に譲渡した場合は、その譲渡の対価の額を合理的に区分した金額が、それぞれの譲渡の対価の額となります。(注5)

外貨建ての場合……

- 外貨建ての取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において、外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額につき、円換算して計上すべき金額が課税標準となります。

注1

特定資産の譲渡等(参照→P45)を除きます。

注2

課税標準に含まれる個別消費税とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び石油石炭税等の間接税をいいます。
なお、利用者等が納税義務者となっているゴルフ場利用税及び軽油引取税等については、課税資産の譲渡等の対価の額と区分して請求している場合、課税標準に含まれません。

注3

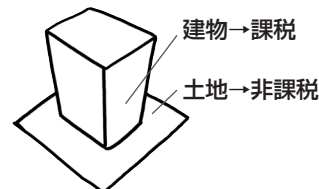
特定課税仕入れがある場合についてはP46を参照。

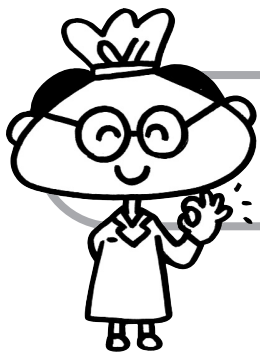
注4

個人事業者が事業を廃止し、その事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したものと取り扱われます。

注5

合理的に区分されていない場合は、資産の譲渡時における価額を基礎として計算します。





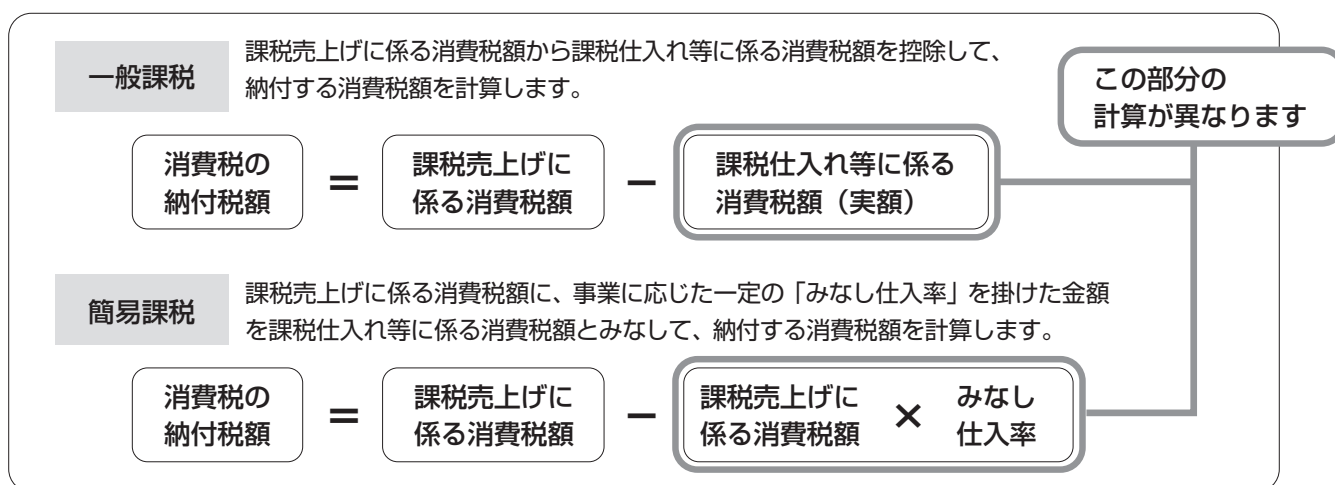
8 控除税額等の計算は？

この章では、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる「仕入控除税額」について説明します。

1. 仕入控除税額の計算方法の選択

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付しますが、簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とでは、仕入控除税額の計算方法が異なります。

■納付税額の計算方法（概要）



納付税額の計算方法は？

簡易課税制度を選択しますか？

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は「簡易課税制度」を選択できます。

選択しない

選択する

一般課税

→P29

留意事項

- 一般課税により申告する事業者は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存が必要です（P32参照）。
- 帳簿と請求書等の両方の保存がない場合、仕入れや経費に係る消費税分を控除することができませんので、十分ご注意ください。

簡易課税

→P38

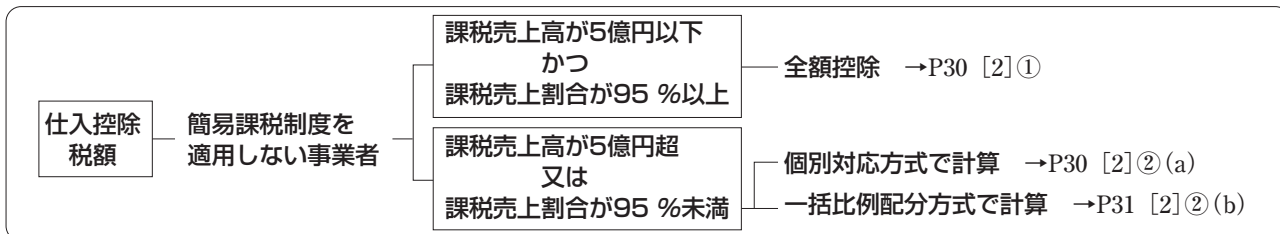
留意事項

- 「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。
- 簡易課税制度では、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額に設備投資を行った場合などで一般課税により計算すれば還付となる場合であっても、還付を受けることはできません。
- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間継続した後でなければ、選択をやめることはできません。

2-(1). 一般課税の場合の計算方法

簡易課税制度を適用しない事業者の計算方法を説明します。

■仕入控除税額の計算方法



[1] 課税売上割合の計算方法

課税売上に係る消費税額から控除する仕入控除税額の計算方法は、その課税期間中の「課税売上高」及び「課税売上割合」によって異なります。課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、次ページの [2] ①の方法により、課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合には、[2] ②の方法により計算します。(注1)

課税売上割合は、次の算式により計算します。(注2)

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間中の課税売上高（税抜き）}}{\text{課税期間中の総売上高（税抜き）}}$$

- 分母の総売上高とは、国内における資産の譲渡等(注3)の対価の額の合計額をいいます（課税売上高と輸出による免税売上高、非課税売上高の合計額となります。）。
- 分子の課税売上高とは、国内における課税資産の譲渡等(注3)の対価の額の合計額をいいます。これには、輸出による免税売上高が含まれません。

〈図：課税売上割合〉

課税売上高		
	課税売上	免税売上
総売上高		
	課税売上	免税売上

- それぞれの売上高には、貸倒れになった売上高を含みます。また、売上げについて返品を受けたり、値引き、割戻し等を行った場合は、それらに係る金額を控除します。
- 総売上高に加える特定の有価証券等及び貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡の対価の額は、その譲渡の対価の額の5%に相当する金額とされます。

注1

課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額（当該課税期間で除し、これに12を乗じて計算した金額）となります。

注2

不課税取引、支払手段、特定の金銭債権及び現先取引債券（売現先）等の売上高は分母、分子に含みません。ただし、現先取引債券（買現先）等の取引のうち、金利相当部分は分母に含みます。

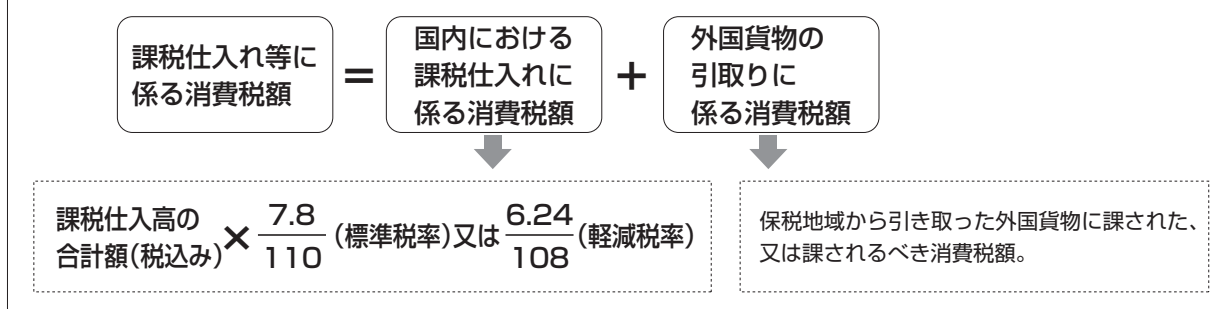
注3

特定資産の譲渡等（参照→P45）を除きます。

[2] 仕入控除税額の計算

① 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95 %以上の場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除します。



② 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95 %未満の場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額のうち、課税売上げに対応する部分のみが控除されます。

したがって、次の (a) 又は (b) の方式で計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

(a) 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額の全てを、次のように区分します。

課税仕入れ等に係る消費税額	イ 課税売上げにのみ対応するもの	↑ ↓ 課税売上割合 であん分	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	ハ イとロの両方に共通するもの		
		ロ 非課税売上げにのみ対応するもの	

次の算式により計算した仕入控除税額を、課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

仕入控除税額

＝

イの消費税額

＋

(ハの消費税額×課税売上割合)

なお、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、「課税売上割合」に代えて「課税売上割合に準ずる割合」により、仕入控除税額を計算することができます。



＜届出等の手続き＞



e-Tax

● 課税売上割合に準ずる割合の適用を受けようとするとき……

納税地の所轄税務署長に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出し、適用を受けようとする課税期間の末日までに承認を受ける必要があります。

なお、承認審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

● 課税売上割合に準ずる割合の適用をやめようとするとき……

課税売上割合に準ずる割合の適用を受けている事業者が、その適用をやめて本来の課税売上割合によって仕入控除税額を計算しようとするときは、その適用をやめようとする課税期間の末日までに「消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書」を提出する必要があります。

[3] 帳簿と請求書等の両方の保存

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が標準税率(10%)と軽減税率(8%)の複数税率になりましたので、事業者の方は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税仕入れ等に係る消費税額を控除(仕入税額控除)するには、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及び事実を証する区分記載請求書等の両方の保存が必要となります。これらの両方が保存されていない場合(注6)(注7)は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象となりません(区分記載請求書等保存方式)。

課税仕入れ等に係る消費税額の控除には


帳簿


請求書等

両方の保存が必要です。



帳簿の記載事項

課税仕入れ	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称(注8)、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)、④課税仕入れの対価の額
課税貨物(輸入)	①引取年月日、②課税貨物の内容、③課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額又はその合計額



区分記載請求書等の記載事項

課税仕入れ	納品書・請求書等	(課税仕入れについて相手方が発行した請求書、納品書等) ①書類作成者の氏名又は名称、②課税資産の譲渡等を行った年月日、③課税資産の譲渡等の内容(軽減税率の対象品目である旨)、④税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の税込対価の額、⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称(注9)
	仕入明細書・仕入計算書等	(課税仕入れを行った事業者が作成した仕入明細書、仕入計算書等で、記載事項について相手方の確認を受けたもの) ①書類作成者の氏名又は名称、②課税仕入れの相手方の氏名又は名称、③課税仕入れを行った年月日、④課税仕入れの内容(軽減税率の対象品目である旨)、⑤税率ごとに区分して合計した課税仕入れの税込対価の額
課税貨物(輸入)		(税関長から交付を受けた輸入許可書等) ①保税地域の所轄税関長、②引取り可能になった年月日、③課税貨物の内容、④課税貨物の価額並びに消費税額及び地方消費税額、⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

参照→特定課税仕入れに係る帳簿及び請求書等の保存はP47

注6

金又は白金の地金の課税仕入れを行った場合、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類の保存が必要となります。

注7

災害により保存できなかったなど、やむを得ない事情がある場合を除きます。

注8

再生資源卸売業者等、不特定多数の者から課税仕入れを行う事業に係る課税仕入れについては記載を省略できます。

注9

小売業、飲食店業等不特定多数の者に対し資産の譲渡等を行う事業者から交付を受ける書類で、これらの事業に係るものについては⑤の記載が省略されていても差し支えありません。

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

したがって、免税事業者であっても、課税事業者に軽減税率の対象となる商品を販売する場合、相手方（買手）から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



もっとくわしく

交付された請求書等に記載事項である「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは…

仕入先から交付された請求書等に、「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

■区分記載請求書の記載例

請求書	
(株)〇〇御中	令和××年11月2日
割り箸	1,100円
中華めん	2,160円
なと	540円
合計	3,800円
	(10%対象 1,100円)
	(8%対象 2,700円)

※は軽減税率対象品目

(株)△△

軽減税率の対象品目である旨

- ・軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載
- ・記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにしておく
- これ以外に、例えば次のような方法があります。
 - (1) 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
 - (2) 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに合計した対価の額

税率（10%、8%）ごとに合計した税込対価の額を記載

「請求書の取引内容の記載」については、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載で、差し支えありません（例：割り箸⇒雑貨、中華めん・なと⇒食料品）。

Q&A

Q

軽減税率制度の実施後も、1か月分の取引をまとめた請求書の保存で仕入税額控除の要件を満たしますか？

A

1か月分の取引をまとめた請求書と日々の取引内容について記載された納品書等との相互の関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で記載事項（軽減税率の対象品目である旨等）を満たす場合には、これらの書類をまとめて保存することで仕入税額控除の請求書等の保存要件を満たします（適格請求書等保存方式の導入後も同様です。）。
→



参照→適格請求書等保存方式はP69

なお、帳簿及び請求書等は、次のとおり納税地等に保存する必要があります。



帳簿 …… 閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から
2月を経過した日から7年間



請求書等 … 受領した日の属する課税期間の末日の翌日から
2月を経過した日から7年間



もっとくわしく

課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合は……

課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満の場合は、請求書等の保存は不要です。法定事項が記載された帳簿のみ保存すればよいこととされています。(注10)

課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円以上の場合でも……

課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円以上の場合でも、請求書等の交付を受けなかったことについてやむを得ない理由(注11)があるときは、法定事項を記載した帳簿にその理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載することにより、適用要件を満たしているものとして取り扱われます。(注12)

注10

3万円未満かどうかは、1商品ごとの税込金額等で判定するのではなく、1回の取引の課税仕入れに係る税込金額により判定します。

注11

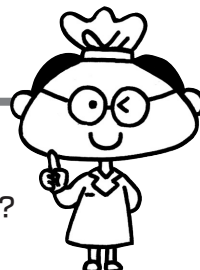
「やむを得ない理由」とは、例えば入場券・乗車券等の購入のように課税仕入れの証明書類が回収されてしまう場合、課税仕入れの相手方に請求書等を請求しても交付してもらえなかった場合などが該当します。

注12

課税仕入れの相手方が公共交通機関である場合、郵便料金や出張旅費等の支払などについては、やむを得ない理由のみ記載すればよく、相手方の住所又は所在地の記載を省略できます。



Q&A



Q

消費税のために特別な帳簿が必要ですか？

A

P32の記載事項を充足する帳簿であれば、所得税や法人税のための帳簿でよく、消費税のための新たな帳簿の備付けが特別に義務付けられているものではありません。

[4] 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿の記載について

課税仕入れ等に係る消費税額の控除の要件である「帳簿及び請求書等の保存」における帳簿の記載方法等についての取扱いは次のようになります。

帳簿の記載について、法令で定める事項を記載するに当たっては、請求書等に記載されている個々の商品等について、そのまま詳細に記載する必要はありません。

ただし、課税商品と非課税商品がある場合には、区分する必要があります。また、商品が軽減税率の対象品目である場合にはその旨を記載する必要があります。



具体的な記載方法

- ① 請求書等の内容を帳簿へ記載するに当たっては、申告時に請求書等を個々に確認することなく、帳簿に基づいて仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

【例：商品の一般的な総称でまとめて記載する等】

- ② 一取引で複数の一般的な総称の商品を2種類以上購入した場合でも、それが経費に属する課税仕入れであるときは、商品の一般的な総称でまとめて記載することで差し支えありません。

【例：「〇〇等」、「〇〇ほか」等】

- ③ 同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間内に複数回購入しているような場合でも、請求書等に一回毎の取引の明細が記載又は添付されているときは、課税仕入れの年月日をその一定期間の記載とし、取引金額もその請求書等の合計額による帳簿の記載で差し支えありません。

【例：「〇月分」等】

- ④ 課税商品と非課税商品がある場合（例えば、贈答用のお菓子〈課税〉と商品券〈非課税〉のように課税と非課税があるとき）には、区分して記載する必要があります。なお、それぞれの取引について、記帳の度に課税取引や非課税取引の区分を帳簿に記載しておく、決算や消費税の計算時の集計に便利です。

- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨の記載については、区分記載請求書と同様に、軽減税率の適用対象を示す記号（「※」や「☆」など）等の記載をする方法がありますが、この他に税率区分欄を設けて、税率や税率コードを記載する方法もあります。

■帳簿の記載例～青果店の場合～

日付	摘要		売上	仕入	経費			
					給料賃金	接待交際費	消耗品等	雑費
2.7.〇	現金売上 青果※	(課)	21,600					
2.7.〇	(株)有楽町商事 野菜※	(〇)		32,400				
2.7.〇	銀座物産(有) 文房具等	(〇)					4,400	
2.7.〇	(株)虎ノ門商会 青果※(〇月分)	(〇)		43,200				
2.7.〇	(株)新橋デパート 贈答用商品券	(×)				10,000		
2.7.〇	(株)新橋デパート 贈答用お菓子※	(〇)				32,400		

← ①の例

← ②の例

← ③の例

← ④の例

← ④の例

※は軽減税率対象品目



記載する際の注意点……

- 帳簿代用書類は、仕入税額控除の要件とされる帳簿には該当しません。ただし、帳簿代用書類でも課税仕入れの相手方が作成したものは「請求書等」に該当するものと考えられます。申告時に、課税仕入れに関する法定事項が帳簿に記載（注13）されていれば、当該書類と帳簿を保存することで税額控除の要件を満たすことになります。
- 伝票会計を採っている事業者の伝票が、P32の「帳簿の記載事項」を記載したものであれば、当該伝票を整理し、日計表月計表等を付加した伝票綴りを保存する場合は、「帳簿の保存」があるものとして取り扱われます。
- 帳簿に記載する氏名又は名称は、フルネームで記載するのが原則です。しかし、課税仕入れの相手方の正式な氏名又は名称及び略称が記載されている取引先名簿が備え付けられている場合は、略称による氏名又は名称の記載でも差し支えありません。屋号等による記載も、電話番号が明らかである等により課税仕入れの相手方が特定できる場合は、正式な氏名又は名称の記載でなくても差し支えありません。

注13

当該書類を個々に確認することなく、控除税額を計算できる程度の記載は必要です。

2-(2). 仕入控除税額の計算の特例

[1] 仕入対価の返還等がある場合

課税事業者が課税仕入れにつき、返品をしたり、値引き、割引、割戻しを受けたことにより、仕入対価の返還等（注14）を受けた場合の仕入控除税額は、次のように計算します。

まず、仕入対価の返還等に係る消費税額を次のとおり計算します。

■ 仕入対価の返還等に係る消費税額の計算方法

$$\text{仕入対価の返還等に係る消費税額} = \text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{7.8}{110} \text{（標準税率）又は} \frac{6.24}{108} \text{（軽減税率）}$$

そして次ページの区分に応じて、仕入対価の返還等を受けた課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額から、仕入対価の返還等に係る消費税額を控除します。（注15）

注14

課税仕入れに係る支払対価の額の全部若しくは一部の返還、又は課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部や一部の減額をいいます。

注15

仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額する方法で経理している場合は、この計算は不要です。

■仕入対価の返還を受けた場合の計算方法

控除方式	仕入控除税額の計算	
課税期間中の課税売上高が5億円以下、(P29注1)かつ、課税売上割合が95%以上	仕入控除税額 = 課税仕入れ等に係る消費税額 - 仕入対価の返還等に係る消費税額	
課税期間中の課税売上高が5億円超 (P29注1) 又は 課税売上割合が95%未満	個別対応方式	仕入控除税額 = A + B 課税売上げにのみ対応する課税仕入れ等に係る消費税額 - 課税売上げにのみ対応する仕入対価の返還等に係る消費税額 = A 課税売上げと非課税売上げに共通する課税仕入れ等に係る消費税額 × 課税売上割合 - 課税売上げと非課税売上げに共通する仕入対価の返還等に係る消費税額 × 課税売上割合 = B
	一括比例配分方式	仕入控除税額 = 課税仕入れ等に係る消費税額 × 課税売上割合 - 仕入対価の返還等に係る消費税額 × 課税売上割合

[2] 非課税資産を輸出した場合等

非課税資産の輸出取引等 (注16) を行った場合 (注17) 及び海外支店等に資産 (注18) を移送する場合は、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等とみなされます。

ただし、輸出されたことについての証明がない場合は、この規定の適用はありません。

[3] 高額な固定資産等の控除税額の調整

- ① 調整対象固定資産 (注19) を所有する場合で以下の状況となったときは、控除する仕入税額につき所要の調整を行います。
- 一定期間内における課税売上割合が著しく変動した場合
 - 一定期間内に調整対象固定資産の用途を、課税業務用から非課税業務用に変更した場合
 - 一定期間内に調整対象固定資産の用途を、非課税業務用から課税業務用に変更した場合
- ② 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用を受けた居住用賃貸建物について、一定期間内に課税賃貸用 (非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付け用) に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合、控除する仕入税額につき所要の調整を行います。

注16

有価証券及び支払手段等特定のものの輸出を除きます。

注17

例えば、金銭の貸付けや社債等の取得で債務者が非居住者であるもの等をいいます。

注18

有価証券及び支払手段等特定のものを除きます。

注19

購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の資産 (建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の無形固定資産その他の資産で、棚卸資産以外のもの) をいいます。

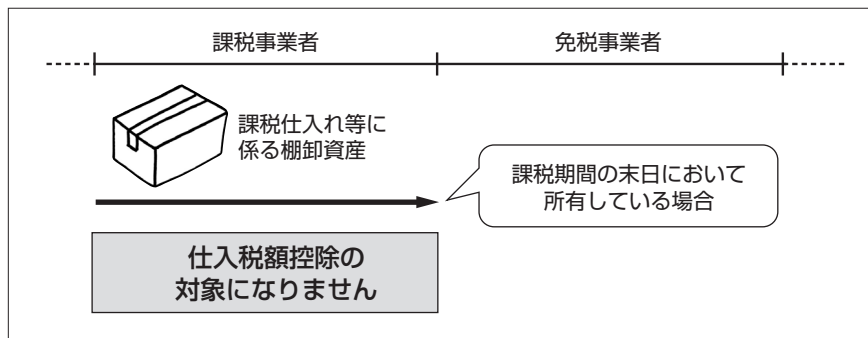
参照→居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限はP31

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書等保存方式
- 19 総額表示

[4] 課税事業者が免税事業者となる場合の調整

課税事業者が免税事業者となる課税期間の直前の課税期間に仕入れた課税仕入れ等に係る棚卸資産を、その直前の課税期間の末日において所有している場合

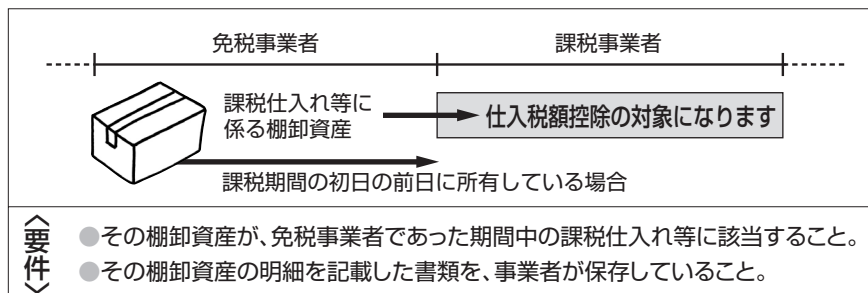
→ その棚卸資産についての課税仕入れ等の税額は、その直前の課税期間における仕入控除税額の計算の対象にすることはできません。



[5] 免税事業者が課税事業者となった場合の調整

免税事業者が課税事業者となる日の前日において所有する棚卸資産のうち、納税義務が免除されていた期間中の課税仕入れ等に係るものがある場合

→ その棚卸資産についての課税仕入れ等の税額は、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入控除税額の計算の対象となります。



3. 簡易課税制度による計算方法

簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率を掛けて計算した金額が仕入控除税額となります。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

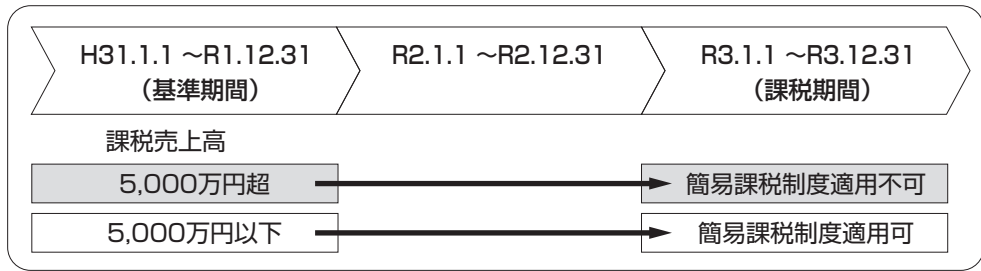
参照→みなし仕入率は
P39

[1] 必要な条件

簡易課税制度の適用を受けるには、次の要件を全て満たす必要があります。

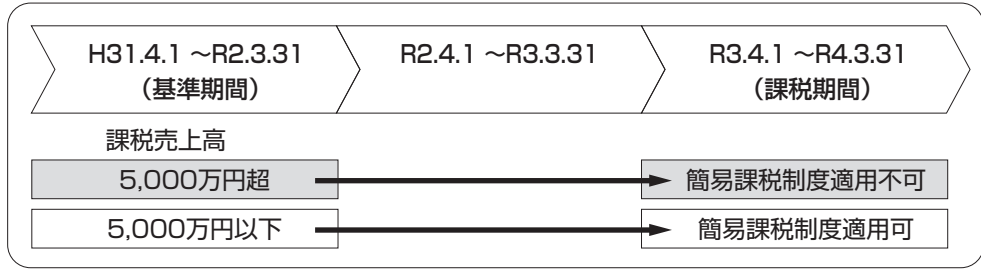
- ① その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること。
- ② 「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに納税地の所轄税務署長に提出していること。

○個人事業者の適用関係



○法人の適用関係

<事業年度が1年の3月末決算法人の場合>



注20

第一種事業、第二種事業に該当する事業、加工賃等に類する料金を対価とする役務の提供を除きます。

注21

製造小売業を含みます。

注22

第三種事業から除かれる、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は第四種事業に含まれます。

注23

飲食店業に該当する事業を除きます。

[2] みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

■簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	 卸売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者販売する事業）	90%
第二種事業	 小売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業） 農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業 (注20)	 農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く） 鉱業、建設業、製造業（注21）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	 第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（注22）（飲食店業等） ・事業者が自己で使用していた固定資産を譲渡する場合も該当する。	60%
第五種事業	 運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（注23） （第一種事業から第三種事業までに該当しないもの）	50%
第六種事業	 不動産業	40%

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示



もっとくわしく

2種類以上の事業を営んでいる場合……

事業区分は取引ごとに判定し、いずれかに区分します。

このため、2種類以上の事業を営む事業者は、課税売上げを事業の種類ごとに区分する必要があります。

例

小売業者が、他の者から仕入れた商品の小売と併せて自己において製造した商品を消費者に販売しているような場合
→ 事業内容が小売業（第二種事業）と製造小売業（第三種事業）に該当するので、それぞれの課税売上げについて区分する必要があります。

参照→事業の区分方法は
P42

[3] 仕入控除税額の計算

仕入控除税額の計算は次のようになります。

① 1種類の事業のみを営む事業者

第一種事業から第六種事業までのうち、1種類の事業のみを営む事業者は、課税期間の課税標準額に対する消費税額に、該当する事業のみなし仕入率を掛けた金額が仕入控除税額となります。

■ 1種類の事業のみを営む場合の算式

仕入控除税額

=

課税標準額に対する消費税額（注24）

×

みなし仕入率

注24

簡易課税制度による仕入控除税額の計算をする場合の課税標準額に対する消費税額は、売上対価の返還等に係る消費税の合計額を控除した残額をいいます。

② 2種類以上の事業を営む事業者

第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりです。

原則的な計算方法は、（イ）のとおりですが、次ページの（ロ）又は（ハ）の適用が認められています。

（イ）原則的な計算方法

第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者の仕入控除税額の計算は、次のとおりです。

■ 2種類以上の事業を営む場合の原則的な算式

仕入控除税額

=

課税標準額に対する消費税額（注24）

×

第一種事業に係る消費税額 × 90%	+	第二種事業に係る消費税額 × 80%	+	第三種事業に係る消費税額 × 70%	+	第四種事業に係る消費税額 × 60%	+	第五種事業に係る消費税額 × 50%	+	第六種事業に係る消費税額 × 40%
第一種事業に係る消費税額	+	第二種事業に係る消費税額	+	第三種事業に係る消費税額	+	第四種事業に係る消費税額	+	第五種事業に係る消費税額	+	第六種事業に係る消費税額

(ロ) 第一種事業から第六種事業までのうち、2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合

75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に対し適用することができます。

例 卸売業（第一種事業）と小売業（第二種事業）を兼業している事業者の場合、課税売上高が卸売部分100分の80、小売部分100分の20の場合は、その課税売上高の全体について第一種事業のみなし仕入率である90%を適用することができます。

■2種類以上の事業を営む場合の算式

（1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合）

仕入控除税額

=

課税標準額に対す
る消費税額 (P40注24)

×

75%以上を占める
事業のみなし仕入率

(ハ) 第一種事業から第六種事業までのうち、3種類以上の事業を営む事業者で、2種類の事業に係る課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合

その2種類の事業のうち、みなし仕入率の高い方の事業に係る課税売上高は、そのみなし仕入率を適用し、その事業以外の課税売上高は、その2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率を適用することができます。

例 卸売業（第一種事業）、小売業（第二種事業）、サービス業（第五種事業）の3種類の事業を兼業している事業者の場合、それぞれの事業に係る課税売上高の割合が、卸売部分100分の45、小売部分100分の35、サービス部分100分の20の場合には、卸売部分の課税売上高については第一種事業のみなし仕入率である90%を、残りの小売及びサービス部分の課税売上高の合計については第二種事業のみなし仕入率である80%を適用することができます。

課税売上高	卸売業 (第一種事業)	$\frac{45}{100}$	→	75% 以上	適用する みなし仕入率 90%
	小売業 (第二種事業)	$\frac{35}{100}$	→		
	サービス業 (第五種事業)	$\frac{20}{100}$			

■3種類以上の事業を営む場合の算式（上記の例の場合）

仕入控除税額

=

課税標準額に対す
る消費税額 (P40注24)

×

$$\frac{\text{第一種事業に係る消費税額} \times 90\% + \left(\text{課税売上高に係る消費税額} - \text{第一種事業に係る消費税額} \right) \times 80\%}{\text{課税売上高に係る消費税額}}$$

[4] 事業の区分方法

2種類以上の事業を営む事業者が仕入控除税額を計算する場合は、課税売上高をそれぞれの事業ごとに区分する必要があります。

具体的な区分方法は、右のような方法があります。なお、実際の記帳の際には記載例のように帳簿の摘要欄に第二種事業なら〈②〉と省略して書くなど、事業の種類が判明する方法で記載することもできます。

■現金出納帳の記載例～食肉小売業の場合～

月	日	摘要	入金	出金	残高
9	10	精肉売上※〈②〉	21,600		
	"	惣菜(加工品)売上※〈③〉	10,800		32,400

※は軽減税率対象品目

■具体的な区分方法

- ① 帳簿に事業の種類を記帳し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
- ② 納品書、請求書、売上伝票又はレジペーパー等に、事業の種類又は事業の種類が区分できる資産の譲渡等の内容を記載し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法
- ③ 事業場ごとに1種類の事業のみを行っている事業者が、その事業場ごとの課税売上高を基礎として事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法

[5] 課税売上高を事業の種類ごとに区分していない場合

事業区分のうち2種類以上の事業を営む事業者は、課税期間中に行った課税売上げを事業の種類ごとに区分することとされていますが、この区分を行っていない場合には、区分していない2種類以上の事業のうち最も低い事業のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。

例

第一種事業、第二種事業と第三種事業を営む事業者が、課税売上高を区分していない場合

→ 区分していない第一種事業及び第二種事業に係る課税売上高についても第三種事業のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算する。

例

第二種事業に係る消費税額

70

第三種事業に係る消費税額

30

(課税標準額に対する消費税額 100)

【区分している場合】それぞれの事業区分ごとのみなし仕入率で計算。(参照→P40[3]②(イ))

●仕入控除税額の計算

$$\text{仕入控除税額} = \frac{\text{課税標準額に対する消費税額 } 100}{\frac{\text{第二種事業に係る消費税額 } 70}{\text{みなし仕入率 } 80\%} + \frac{\text{第三種事業に係る消費税額 } 30}{\text{みなし仕入率 } 70\%}} = \text{仕入控除税額 } 77$$

●納付消費税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 } 100 - \text{仕入控除税額 } 77 = \text{納付税額 } 23$$

【区分していない場合】最も低いみなし仕入率で計算。

●仕入控除税額の計算

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 } 100 \times \text{みなし仕入率 } 70\% = \text{仕入控除税額 } 70$$

●納付消費税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額 } 100 - \text{仕入控除税額 } 70 = \text{納付税額 } 30$$

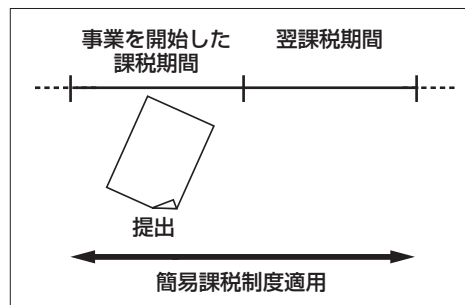
このように課税売上高を事業の種類ごとに区分している場合と区分していない場合とでは、納付する消費税額に差があります。きちんと区分するようにしましょう。



●簡易課税制度を選択しようとするとき……

事業者が簡易課税制度の適用を受けるには、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。（軽減税率制度に関する特例についてはP59注6、災害時の特例についてはP61を参照）

ただし、事業を開始した課税期間や簡易課税制度を適用している被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を相続、吸収合併又は吸収分割により承継した課税期間である場合は、その課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。



●簡易課税制度の選択をやめようとするとき……

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合は、課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。（災害時の特例についてはP61を参照）

例

設備投資が予定されているため、消費税の還付を受けようとする場合



還付を受けようとする課税期間の前課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後の課税期間でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。



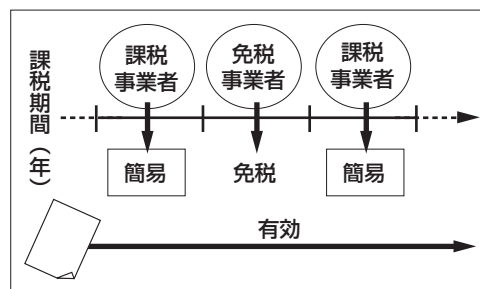
=消費税簡易課税制度選択届出書



簡易課税制度の適用を受けるに当たってのご注意

●簡易課税制度の適用を選択している事業者は、簡易課税制度を適用しないで仕入控除税額を計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません。

●簡易課税制度の適用を選択している事業者が免税事業者となった場合でも、簡易課税制度選択届出書は効力を有しています。したがって、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、再び課税事業者となったときには簡易課税制度を適用して申告を行うこととなります。



●基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合でも、簡易課税制度を適用することができません。したがって、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。それらの帳簿及び請求書等は、確定申告期限の翌日から7年間、納税地等に保存する必要があります。

●「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている場合、新設法人・特定新規設立法人に該当する場合及び高額特定資産を取得した場合等は、一定期間「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できない場合があります（参照→P21～23）。



9 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係は？

この章では、「電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」に係る課税関係等について説明します。

1. 電気通信利用役務の提供に係る課税関係等

[1] 「電気通信利用役務の提供」とは

「電気通信利用役務の提供」とは、電気通信回線（インターネット等）を介して行われる電子書籍・広告の配信などの役務の提供をいいます。

また、**国外事業者（注1）**が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、役務の性質や取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものを「事業者向け電気通信利用役務の提供（注2）」といいます。

[2] 「電気通信利用役務の提供」が国内取引であるかの判定基準

「電気通信利用役務の提供」については、役務の提供を受ける者の住所等が国内であれば、国内取引になります。（注3）

[3] 「事業者向け電気通信利用役務の提供」に係る課税方式（リバースチャージ方式）

① リバースチャージ方式とは

リバースチャージ方式とは、消費税の申告・納税義務を役務の提供を行った国外事業者ではなく、当該役務の提供を受けた（課税仕入れを行った）事業者に課す課税方式です。

② 対象となる取引

対象となる取引は、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」です（これらを「特定資産の譲渡等」といいます。）。

事業者が国内で行った課税仕入れのうち「特定資産の譲渡等」に該当するものを「特定課税仕入れ」といい、当該「特定課税仕入れ」を行った事業者がリバースチャージ方式による申告・納税義務が課されます。（注4）（注5）

注1

「国外事業者」とは、所得税法に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法に規定する外国法人をいいます。

注2

「事業者向け電気通信利用役務の提供」には、例えば、インターネットを介した広告の配信や、インターネット上でゲームソフトやソフトウェアの販売場所を提供するサービスなどが該当します。

注3

国内事業者の国外事業所等で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等により要するものは国外取引に、国外事業者の国内の恒久的施設で受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」のうち国内において行う資産の譲渡等に要するものは国内取引とされています。

参照→特定役務の提供はP48

注4

納税義務は特定課税仕入れを行った時に成立します。

注5

リバースチャージ方式により申告する場合の具体的な申告書作成手順等についてはP31に掲載しているパンフレットをご参照ください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

[4] 特定課税仕入れがある場合の納付税額の計算方法

(リバースチャージ方式)

$$\begin{array}{lcl}
 \text{消費税額} & = & \text{課税標準額に対する消費税額} - \text{仕入控除税額} \\
 \\
 \text{課税標準額に対する消費税額} & = & \begin{array}{l} \text{課税資産の譲渡等 (注6) の対価の額} \\ + \\ \text{特定課税仕入れに係る支払対価の額 (注7)} \end{array} \times \begin{array}{l} 7.8\% \text{ (標準税率)} \\ \text{又は} \\ 6.24\% \text{ (軽減税率)} \end{array} \\
 \\
 \text{仕入控除税額} & = & \text{課税仕入れ (特定課税仕入れを除く。) に係る消費税額と特定課税仕入れに係る消費税額 (注8) (注9) の合計額について、個別対応方式又は一括比例配分方式により計算した額}
 \end{array}$$



リバースチャージ方式は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

その課税期間において、課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」又は「特定役務の提供」を受けた場合であっても、経過措置により当分の間、その役務の提供に係る仕入れはなかったものとされますので、その課税期間の消費税の確定申告では、当該仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれません（リバースチャージ方式による申告は必要ありません。）。

注6

特定資産の譲渡等（参照→P45）を除きます。

注7

免税事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」（特定課税仕入れ）であっても、当該役務の提供を受けた事業者において簡易課税制度の適用がなく、課税売上割合が95%未満であれば、リバースチャージ方式により申告・納税する必要があります。

注8

特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税等に相当する金額が含まれていませんので、 $\frac{7.8}{100}$ を掛けて算出します。

注9

課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します。

参照→個別対応方式はP30
一括比例配分方式はP31

参照→特定役務の提供はP48



Q & A



Q 当社は免税事業者です。国外の事業者インターネットによる広告配信を依頼しています。この取引は「特定課税仕入れ」（事業者向け電気通信利用役務の提供）に該当しますが、申告等は必要ですか？

A 免税事業者は、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れのいずれについてもその納税義務が免除されていますので、消費税の申告等を行う必要はありません。

[5] 「特定課税仕入れ」に係る帳簿及び請求書等の保存

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、帳簿と請求書等の両方の保存が必要とされていますが、課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、法令に規定された事項が記載された帳簿の保存のみでよいこととされています。

この場合、帳簿にはP32の「帳簿の記載事項」に加え、「特定課税仕入れに係るものである旨」を記載する必要があります。

[6] 国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る仕入税額控除の制限等

① 「消費者向け電気通信利用役務の提供」について

国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のもの（このパンフレットでは便宜的に「消費者向け電気通信利用役務の提供（注10）」といいます。）については、当該役務の提供を行った国外事業者が申告・納税を行うこととなります。国内事業者が国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、当分の間、「登録国外事業者」から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」のみ、仕入税額控除を行うことができます。

② 登録国外事業者制度について

「登録国外事業者」とは、「消費者向け電気通信利用役務の提供」を行う国外事業者の申請に基づき、国税庁長官の登録を受けた国外事業者をいいます。

なお、「登録国外事業者」は、国税庁ホームページで公表しています。

ポイント

◎「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、登録国外事業者から受けたもののみ仕入税額控除ができます。

③ 「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る帳簿及び請求書等の保存

「消費者向け電気通信利用役務の提供」について仕入税額控除の適用を受けるためには、P32に記載している帳簿及び請求書等の記載事項に加え、次の事項の記載が必要です。

帳簿：登録国外事業者の「登録番号」

請求書等：登録国外事業者の「登録番号」

「課税資産の譲渡等を行った者が消費税を納める義務がある旨」

注10

「消費者向け電気通信利用役務の提供」には、例えば、消費者に対しても広く提供されるような、インターネット等を通じて行われる電子書籍等の配信や、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービスなどが該当します。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

2. 特定役務の提供（国外事業者が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供）に係る課税方式等

〔1〕「特定役務の提供」とは

「特定役務の提供（注11）」とは、国外事業者（P45注1）が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除きます。）をいいます。

〔2〕納税義務者（リバースチャージ方式について）

国外事業者が国内で行う「特定役務の提供」については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」と同様に、当該役務の提供を受けた事業者が「特定課税仕入れ」としてリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととされています。（P45注4・注5）

注11

「特定役務の提供」には、例えば、国外事業者が対価を得て芸能人として行う映画、テレビへの出演、音楽家として行う演劇、演奏、職業運動家として行うスポーツ競技大会等への出場などが該当します。

国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について
（国内事業者の皆さまへ）

平成27年5月 閣内府
平成28年12月閣内府
消費税法の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法の一部が改正され、当該改正の適用を受けた事業者は、消費税の課税方式の見直しが行われます。

当該見直しに関する主なポイントは以下のとおりです。

改正の主なポイント

1 電気通信利用役務の提供に係る国内向け課税の見直し
電子書籍・音楽・広帯域のインターネットサービス（クラウドサービス）等を用いて行われる役務の提供に係る「電気通信利用役務の提供」として課税し、その課税の扱いが通常の課税となる国内向けに該当するかどうかの判断基準（内国向け課税）が、従来の提供を行う者の役務の提供に係る課税の扱いから「国境を越えた役務の提供」に改正されました。

2 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）
電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」として課税の扱いとされ、従来の課税方式においては、課税事業者が課税額を支払う必要があり、当該課税額を課税額と課税額とを合算して課税額とすることが必要でしたが、電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」として課税を行う事業者が、納税を行うこととなります。この「リバースチャージ方式」が導入されました。

3 課税事業者から受けた課税額を課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直し
電気通信利用役務の提供のうち、事業者が電気通信利用役務の提供を行うためのクラウドサービスでは、課税事業者が課税額を支払う必要があり、当該課税額を課税額と課税額とを合算して課税額とすることが必要でしたが、電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」として課税を行う事業者が、納税を行うこととなります。この「リバースチャージ方式」が導入されました。

4 適用開始時期
（一）改正の適用は、平成27年10月1日から行われる課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直しは、平成28年4月1日から行われます。

5 適用開始時期
自国以外事業者の課税額は、平成27年4月1日から行われる課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直しは、平成28年4月1日から行われます。

国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直しについて

平成27年5月 閣内府
平成28年12月閣内府
消費税法の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）等により、消費税法の一部が改正され、当該改正の適用を受けた事業者は、消費税の課税方式の見直しが行われます。

当該見直しに関する主なポイントは以下のとおりです。

1 特定役務の提供
国外事業者が行う、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除きます。）をいいます。

2 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）
「特定役務の提供」については、国外事業者が課税額を支払う必要があり、当該課税額を課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直しが行われます。この「リバースチャージ方式」が導入されました。

3 課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直し
「特定役務の提供」を受けた事業者は、課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直しが行われます。この「リバースチャージ方式」が導入されました。

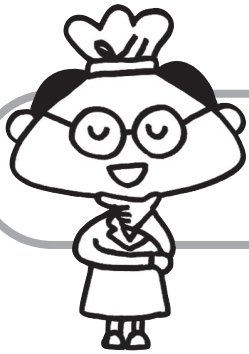
4 適用開始時期
（一）改正の適用は、平成27年10月1日から行われる課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直しは、平成28年4月1日から行われます。

5 適用開始時期
自国以外事業者の課税額は、平成27年4月1日から行われる課税額と課税額とを合算して課税額と見做す見直しは、平成28年4月1日から行われます。

さらに詳しく

国税庁ホームページに特集ページ「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」を開設しています。

詳しくは、特集ページに掲載している各種リーフレットやQ&Aをご参照ください。



10 端数計算はどのように？

この章では、消費税の課税標準額及び税額などの「端数計算の方法」について説明します。

消費税の課税標準額及び税額などの端数計算の方法については、次のとおりです。

[1] 課税標準額の端数は

課税標準額を算式で求めるとき、1,000円未満の端数は切り捨てます。

課税標準額は、課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額(注1)の合計

額に $\frac{100}{110}$ (標準税率) 又は $\frac{100}{108}$ (軽減税率) を掛けて算出します。(注2)(注3)

課税標準額 (標準税率の対象) (1,000円未満切捨て)	=	課税資産の譲渡等の 税込価格の合計額 (標準税率の対象)	×	$\frac{100}{110}$
課税標準額 (軽減税率の対象) (1,000円未満切捨て)	=	課税資産の譲渡等の 税込価格の合計額 (軽減税率の対象)	×	$\frac{100}{108}$

[2] 消費税額の端数は

課税期間の課税標準額に対する消費税額は、[1] によって算出した課税標準額に税率を掛けて算出します。(注4)

課税標準額に対する 消費税額	=	[1] で算出した各 課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	7.8%(標準税率) 又は 6.24%(軽減税率)
-------------------	---	--------------------------------------	---	---------------------------------

[3] 課税仕入れに係る消費税額などの端数は

① 課税仕入れに係る消費税額、売上対価の返還等の金額に係る消費税額及び貸倒れに係る消費税額に、1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

② 課税標準額に対する消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額などを控除した税額(差引税額)に、100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

■ 消費税の税額の計算欄(拡大)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額	①		000
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入れ税額	④		
返還等金に係る税額	⑤		
貸倒れに係る税額	⑥		
貸倒税額小計額	⑦		
控除不足還付税額	⑧		
差引税額	⑨		00
中間納付税額	⑩		00
納付税額	⑪		00
中間還付還付税額	⑫		00

←[1]

←[2]

←[3]①

←[3]②

消費税及び地方消費税の申告書

注1

消費税額及び地方消費税額を含みます。

参照→課税標準額はP27

注2

課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、次ページ(1)①又は(2)①を参照。

注3

特定課税仕入れ(参照→P45)がある場合は、特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額も課税標準額となります。

注4

課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、次ページ(1)②又は(2)②を参照。

参照→税率はP2



もっとくわしく

「課税標準額に対する消費税額の計算」に関する経過措置を適用する場合の端数計算は……

(1) 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税額等(注5)の1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した金額をそれぞれ明示し、その端数処理後の消費税額等の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法を適用する場合

① 課税標準額を求める計算方法

$$\text{課税標準額} = \text{税込価格の合計額} - \text{領収書等にそれぞれ明示した消費税額等の累計額}$$

② 消費税額を求める計算方法

$$\text{消費税額} = \text{領収書等にそれぞれ明示した消費税額等の累計額} \times \frac{78}{100} \text{ (標準税率)} \text{ 又は } \frac{62.4}{80} \text{ (軽減税率)}$$

(2) 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、資産の譲渡等の対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額と1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した後の消費税額等とに区分して領収し、その消費税額等の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法を適用する場合

① 課税標準額を求める計算方法

$$\text{課税標準額} = \text{区分領収した対価の額の累計額}$$

② 消費税額を求める計算方法

$$\text{消費税額} = \text{税率の異なるごとに区分して端数処理を行った後の消費税額等の累計額} \times \frac{78}{100} \text{ (標準税率)} \text{ 又は } \frac{62.4}{80} \text{ (軽減税率)}$$

注5

その取引に課される消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額。



地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図るための地方税（道府県税）です。

- 消費税の仕組み
- 課税対象
- 非課税取引
- 輸出免税
- 納税義務者
- 納税義務の成立時期
- 課税標準
- 控除税額等の計算方法
- 国境を越えた役務の提供
- 端数計算
- 地方消費税
- 手続
- 納税地
- 届出等
- 帳簿の保存
- 国等に対する特例
- 会計処理
- 通格請求書等保存方式
- 総額表示

[illegible]

51



12 申告・納付の手続は？

この章では、「消費税の申告・納付の手続」について、国内取引と輸入取引の場合に分けて説明します。

1. 国内取引の場合

[1] 確定申告

課税事業者は、課税期間の末日の翌日から次の期限（注1）までに、所定の事項を記載した消費税及び地方消費税の確定申告書を納税地の所轄税務署長に対して提出するとともに、その申告に係る消費税額と地方消費税額を併せて納付することになります。

参照→課税期間の特例はP24

注1

申告期限・納期限が、土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その翌日が期限となります。

確定申告及び納付の期限

区 分		個人事業者	法 人
申告・納付期限	原則	翌年の3月31日まで	課税期間の末日の翌日から2月以内
	課税期間特例の適用のある場合 3月特例	1～3月分 5月31日まで	その事業年度をその開始の日以降3月ごとに区分した各期間（最後に3月未満の期間が生じたときは、その3月未満の期間）の末日の翌日から2月以内
		4～6月分 8月31日まで	
		7～9月分 11月30日まで	
		10～12月分 翌年の3月31日まで	
	1月特例	1月1日以後1月ごとに区分した各期間のうち1月分から11月分 左記の各期間の末日の翌日から2月以内	その事業年度をその開始の日以降1月ごとに区分した各期間（最後に1月未満の期間が生じたときは、その1月未満の期間）の末日の翌日から2月以内
		12月分 翌年の3月31日まで	



大法人のe-Tax義務化について

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表」など）を含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

●対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

●大法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）

詳しくは、e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。



もつとくわしく

納付すべき消費税がない場合……

課税資産の譲渡等(注2)及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付する消費税額がない課税期間は、確定申告書を提出する必要はありません。

期限の延長は……

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました(注3)。

なお、この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

免税事業者の場合……

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、事前に「消費
税課税事業者選択届出書」を提出していない免税事業者は、たとえ確定申告をすれば還付税額が発生する場合であっても、確定申告書を提出して還付を受けることはできませんのでご注意ください。

[2] 中間申告

中間申告は直前の課税期間の確定消費税額(注4)に応じて、次のようになります。

■ 中間申告の期限と税額(注5)

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超～400万円以下	400万円超～4,800万円以下	4,800万円超
中間申告の回数		年1回	年3回	年11回
中間申告・納付期限	中間申告不要 (注6)	各中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内		★ (→P55)
中間納付税額		直前の課税期間の確定消費税額の1/2(注7)	直前の課税期間の確定消費税額の1/4(注7)	直前の課税期間の確定消費税額の1/12(注7)
1年の合計申告回数	 (確定申告1回)	 (確定申告1回 中間申告1回)	 (確定申告1回 中間申告3回)	 (確定申告1回 中間申告11回)

なお、各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。(注8)

ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません。

ポイント

◎課税期間の特例の適用を受ける事業者は、中間申告・納付の必要はありません。

注2

輸出免税など消費税が免除されるものを除きます。

参照→特定課税仕入れは P45

注3

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度(その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。)以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

これらの特例は令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日以前であっても提出することができます。

参照→消費税課税事業者選択届出書は P58

注4

「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額のことをいいます(地方消費税額は含みません。)

注5

国税通則法第11条の規定による申告期限の延長により、その中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出は要しません。

注6

任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。(参照→P54)

注7

直前の課税期間が12月に満たない場合は、計算方法が異なります。詳しくは所轄の税務署にお尋ねください。

注8

仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできません。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示



確定申告の納付税額は……

- 中間納付税額がある場合は、確定申告書の差引税額から中間納付税額を控除します。

確定申告において
納付すべき消費税額

=

差引税額

－

中間納付税額の
合計額

- 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者は、消費税の中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を申告・納付しなければなりません。

注9

「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

○ 任意の中間申告制度

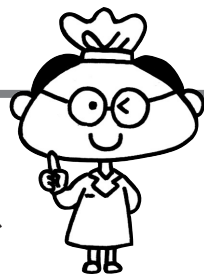
直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注9）から自主的に中間申告・納付することができます。

中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の2分の1の額（P53注7）となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。



Q & A



Q

仮決算を行ったところ、その中間申告対象期間における仕入控除税額が、課税標準額に対する消費税額を上回りました。
仮決算に基づく中間申告で消費税の還付を受けることができますか？

A

仮決算に基づく中間申告書の提出により、課税仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けることはできません。

Q

仮決算による中間申告書をその提出期限後に提出することはできますか？

A

中間申告をすべき事業者が、その中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、直前の課税期間の確定消費税額に基づいて算出した消費税額及び地方消費税額を記載した中間申告書の提出があったものとみなされます。したがって、仮決算による中間申告書を期限後に提出することはできません。

★ 年11回の中間申告及び納付期限について
(直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円超の事業者の場合)

年11回の中間申告の申告・納付期限は、以下のとおりとされています。(注10)



	個人事業者	法人(注11)
中間申告・納付期限	1月分 3月分 → 5月末日	その課税期間 開始後の1か月分 → その課税期間 開始の日から 2か月を経過した 日から2か月以内
	4月分 11月分 → 中間申告対象 期間の末日の 翌日から2か月以内	上記1か月分 の翌月以降の 10か月分 → 中間申告対象 期間の末日の 翌日から2か月以内

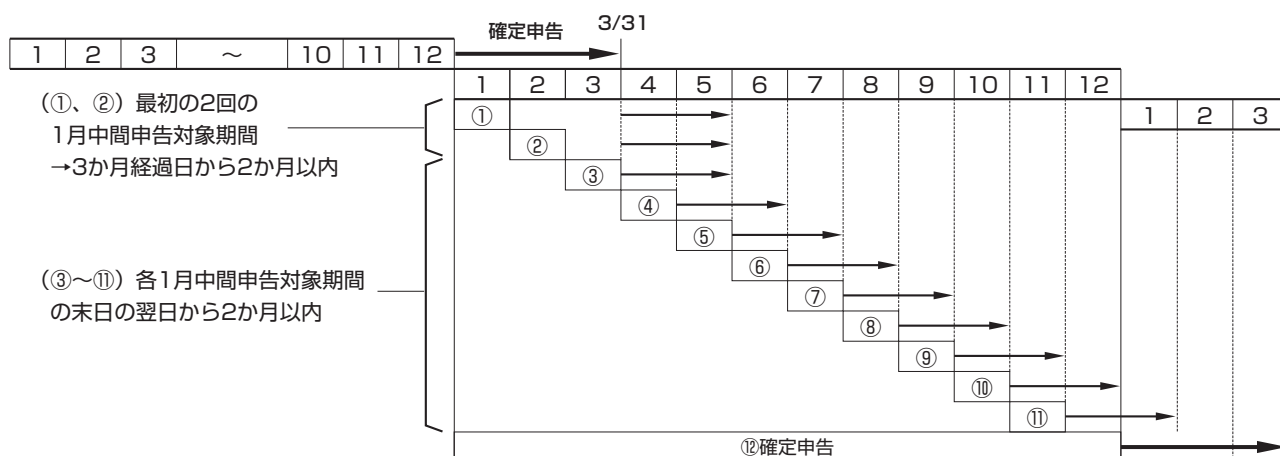
注10

以下の例の場合、個人事業者の1、2、3月分、法人の4、5月分のように申告・納付期限が同一となる場合であっても、中間申告書は中間申告対象期間ごとにそれぞれ提出します(仮決算による中間申告の場合も同様です)。

注11

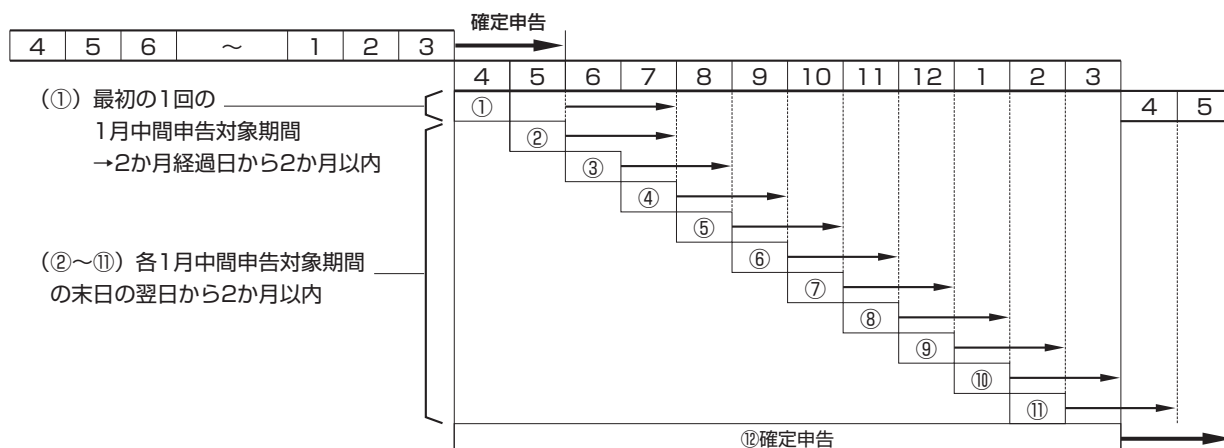
消費税の確定申告の期限の延長特例(参照→P53)の適用を受けている法人の中間申告の申告・納付期限は、「その課税期間開始後の2か月分」は「その課税期間開始の日から3か月を経過した日から2か月以内」、「上記2か月分の翌月以降の9か月分」は「中間申告対象期間の末日の翌日から2か月以内」となります。

例 個人事業者 年11回の中間申告及び確定申告の申告・納付期限



例 法人 年11回の中間申告及び確定申告の申告・納付期限

〈事業年度が1年の3月末決算法人で、消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けていない場合〉



[3] 確定申告書等への明細書の添付

確定申告書には、課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額等に関する付表（明細書）を添付する必要があります。仮決算による中間申告書及び還付請求申告書についても同様です。

申告書に添付する付表は、申告書の一般用・簡易課税用の別により、また、旧税率が適用された取引の有無により異なります。**（注12）**

確定申告書（一般用）の「⑧欄（控除不足還付税額）」に金額の記載があるため、還付を受けようとする事業者は、申告書に添付する付表とは別に「消費税の還付申告に関する明細書」を添付する必要があります。

注12

これらの付表は税務署窓口
に備え付けてあるほか、国
税庁ホームページからもダ
ウンロードできます。

注13

特例基準割合とは、各年の
前々年の10月から前年の9
月までの各月における銀行
の新規の短期貸出約定平均
金利の合計を12で除して
得た割合として各年の前年
の12月15日までに財務大
臣が告示する割合に、年1
%の割合を加算した割合を
いいます。



申告・納付についてのご注意

- 消費税及び地方消費税の納税が遅れると、確定申告・中間申告のいずれの場合にも、法定納期限（申告書の提出期限）の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。

（修正申告及び期限後申告による納付の場合には、延滞税の計算期間及び割合が異なる場合がありますので、税務署にご相談ください。）

【延滞税の割合】

納期限の翌日から2月を経過する日まで	年「7.3%」と「特例基準割合（注13）+1%」のいずれか低い割合
納期限の翌日から2月を経過した日以後	年「14.6%」と「特例基準割合（注13）+7.3%」のいずれか低い割合

※各年の延滞税の割合は、国税庁ホームページにも掲載しています。

- 納期限が経過し、督促状が送付されても納付されないときは、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- 法令の要件に該当するときには、財産の差押えや換価（売却）が猶予される制度の適用を受けることができますので、納期限までに納付できない事情がある場合は、お早めに税務署（徴収担当）にご相談ください。

2. 輸入取引の場合

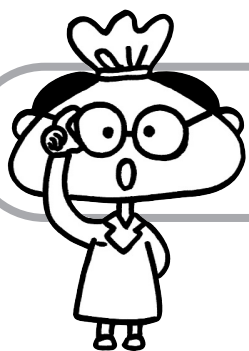
申告納税方式が適用される課税貨物（外国貨物のうち消費税が課税されるもの）を保税地域から引き取ろうとする者（注14）は、課税貨物を保税地域から引き取る時までに、その保税地域の所轄税関長に輸入申告書を提出するとともに、引き取る課税貨物に課される消費税額と地方消費税額（貨物割）を併せて納付します。

納期限	申告の手続き
外国貨物を保税地域から 引き取る時まで	所轄税関長に輸入申告書を 提出し、消費税額及び地方 消費税額を納付

なお、課税貨物については、税関長の承認を受けることによる、納期限の延長制度が設けられています。

注14

事業者に限らず、消費者で
ある個人も含みます。

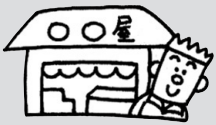


13 納税地はどこですか？

この章では、消費税を納めるべき「納税地」の、国内取引と輸入取引の場合について説明します。

1. 国内取引の納税地

国内取引についての消費税及び地方消費税の納税地は次のとおりです。

事業者	条 件 (注1)	納税地
 個人事業者	国内に住所を有する場合	→ 住所地
	国内に住所を有せず、居所を有する場合	→ 居所地
	国内に住所及び居所を有せず、事務所等を有する場合	→ 事務所等の所在地 (注2)
 法人	内国法人の場合	→ 本店又は主たる事務所の所在地
	内国法人以外の法人で 国内に事務所等を有する法人の場合	→ 事務所等の所在地 (注2)

注1 国内に住所及び居所（事務所等を除きます。）がない個人事業者又は国内に本店若しくは事務所がない法人については、納税管理人を選任する必要があります。

注2 2以上ある場合は主たるものの所在地。

2. 輸入取引の納税地

保税地域から引き取られる外国貨物についての消費税及び地方消費税の納税地は、保税地域の所在地となります (注3)。



もっとくわしく

こんな場合の納税地は……

- 個人事業者が所得税法の規定 (注4) により、住所地に代えて、居所地又は事務所等の所在地を納税地として選択した場合には、消費税及び地方消費税もその選択した居所地又は事務所等の所在地が納税地になります。
- 消費税及び地方消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長 (注5) は、適当とする納税地を指定することができます。
- 事業者は、資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の納税地に異動があった場合は、異動があった後遅滞なく、異動前の納税地の所轄税務署長に「消費税異動届出書」を提出することとされています。
- 相続があった場合の被相続人（亡くなられた方）の資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の納税地は、相続人の納税地ではなく、その被相続人の納税地となります。

注3

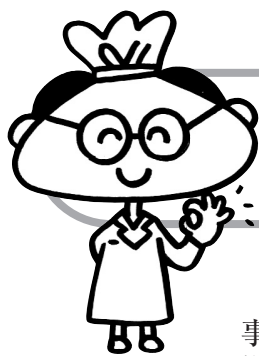
関税法第67条の19の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物品に係る納税地は、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地となります。

注4

納税地の特例。

注5

指定されるべき納税地が所轄国税局長の管轄区域以外の地域にある場合は、国税庁長官。



14 届出等が必要な場合は？

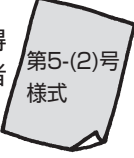
この章では、消費税の主な「届出」、「承認」及び「許可」関係について説明します。

事業者は、消費税法に規定されている各種の届出等の要件に該当する事実が発生した場合及び承認又は許可を受ける必要が生じた場合には、納税地の所轄税務署長に対し、その旨を記載した届出書、申請書等を提出しなければなりません。

詳しくは、国税庁ホームページの税務手続の案内（税目別一覧）の消費税をご参照ください。

なお、各様式は国税庁ホームページからダウンロードできます。

1. 届出関係

届出が必要な場合	届出書名	提出時期
基準期間における課税売上高が1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書 (基準期間用) 	事由が生じた場合、速やかに提出 (注1)
特定期間における課税売上高が1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書 (特定期間用) 	事由が生じた場合、速やかに提出
基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったとき	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出 (注2)
高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより消費税法第12条の4第1項又は第2項の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となったとき	高額特定資産の取得等に係る課税事業者である旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	消費税課税事業者選択届出書 	選択しようとする課税期間の初日の前日まで (注3)
課税事業者を選択していた事業者が免税事業者に戻ろうとするとき	消費税課税事業者選択不適用届出書 	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで (注4)
新設法人に該当することとなったとき	消費税の新設法人に該当する旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出 (注5)
特定新規設立法人に該当することとなったとき	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出

注1

既にこの届出書を提出している事業者は、提出後引き続いて課税事業者である限り、再度提出する必要はありません。

注2

消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）を提出した事業者は届出は必要ありません。
なお、課税事業者の選択をやめようとする場合は、消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）の提出が必要です。

注3

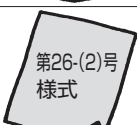
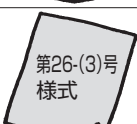
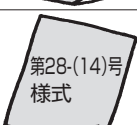
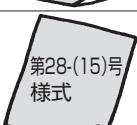
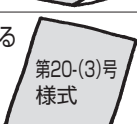
届出後2年間は、事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければなりません。また、消費税課税事業者選択不適用届出書（第2号様式）が提出されない限り、その効力は存続します。

注4

事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、この届出による課税事業者のとりやめはできません。
なお、調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合で、一定の要件に該当する場合は、一定期間提出できません。（参照→P21）

注5

法人税法第148条に規定する法人設立届出書において、新設法人に該当する旨を記載して提出している場合は提出する必要はありません。

届出が必要な場合	届出書名	提出時期
簡易課税制度を選択しようとするとき	消費税簡易課税制度選択届出書 	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで (注6)
簡易課税制度の選択をやめようとするとき	消費税簡易課税制度選択不適用届出書 	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで (注7)
課税期間の特例を選択又は変更しようとするとき	消費税課税期間特例選択・変更届出書 	適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで (注8)
課税期間の特例の適用をやめようとするとき	消費税課税期間特例選択不適用届出書 	適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで
課税事業者が事業を廃止したとき	事業廃止届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出
個人の課税事業者が死亡したとき	個人事業者の死亡届出書 	事由が生じた場合、速やかに提出
法人の課税事業者が合併により消滅したとき	合併による法人の消滅届出書 ※合併法人が提出 	事由が生じた場合、速やかに提出
納税地等に異動があったとき	消費税異動届出書 	異動事項が発生した後、遅滞なく提出 (注9)
承認を受けた課税売上割合に準ずる割合の適用をやめようとするとき	消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書 	適用をやめようとする課税期間の末日まで
任意の中間申告制度を適用しようとするとき	任意の中間申告書を提出する旨の届出書 	適用を受けようとする6月中間申告対象期間の末日まで
任意の中間申告制度の適用をやめようとするとき	任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書 	適用をやめようとする6月中間申告対象期間の末日まで
消費税の確定申告書を提出すべき法人(法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人)が、消費税の確定申告の期限を1月延長しようとするとき	消費税申告期限延長届出書 	特例の適用を受けようとする事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間の末日まで(参照→P53注3)
消費税の確定申告の期限の延長特例の適用を受けている法人が、その適用をやめようとするとき	消費税申告期限延長不適用届出書 	消費税の確定申告の期限の延長特例の適用をやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間の末日まで
輸出物品販売場を営業者が、その免税販売に係る購入記録情報の提供を開始するとき	輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書 	購入記録情報の提供を開始する前に

注6

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ(税込み)を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

届出後2年間は、事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければなりません。また、消費税簡易課税制度選択不適用届出書(第25号様式)が提出されない限り、その効力は存続します。

調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合で、一定の要件に該当する場合や、高額特定資産を取得した場合等の事業者免税点制度の特例の適用を受ける場合にも、一定期間提出できません。(参照→P43)

注7

事業を廃止した場合を除き、簡易課税制度を適用した日から2年間は、この届出によるその適用のとりやめはできません。

注8

届出後2年間は、事業を廃止した場合を除き、継続適用しなければなりません。また、消費税課税期間特例選択不適用届出書(第14号様式)が提出されない限り、その効力は存続します。

注9

納税地に異動があった場合は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出します。
なお、法人税法第15条、第20条に規定する異動届出書において「消費税」の□にレ印を付して提出している場合は、提出する必要はありません。

2. 承認関係

[1] 国内取引について

承認が必要な場合	承認申請書名	提出時期等 (注10)
課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合を用いて、控除する課税仕入れ等の税額を計算しようとする場合	消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書 	承認を受けた日の属する課税期間から適用する
課税事業者選択届出書又は選択不適用届出書を災害等により、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合	消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書 	災害等がやんだ日から2月以内 (注11)
簡易課税制度選択届出書又は選択不適用届出書を災害等により、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合	消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書 	災害等がやんだ日から2月以内 (注12)
災害等が生じたことにより被害を受け、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合又は必要なくなった場合	災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書 	災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内 (注12)(注13)
承認免税手続事業者の承認を受けようとするとき	承認免税手続事業者承認申請書 	承認を受けようとするとき
承認送信事業者の承認を受けようとするとき	承認送信事業者承認申請書 	承認を受けようとするとき
臨時販売場を設置する事業者に係る承認を受けようとするとき	臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書 (注14) 	承認を受けようとするとき (注14)

※各承認申請書(第20-(6)号様式、第20-(8)号様式、第20-(10)号様式を除く)は、2通提出してください。

[2] 輸入取引について

外国貨物に係る消費税額の納期限を延長しようとするときは、「納期限延長承認申請書」により保税地域の所轄税関長の承認を受けることが必要です。

注10

審査には一定の期間を要しますので、時間的余裕を持って申請書を提出してください。

注11

課税事業者選択（不適用）届出書（第1号様式(第2号様式)）と併せて提出してください。

注12

簡易課税制度選択（不適用）届出書（軽減第1号様式(第25号様式)）と併せて提出してください。

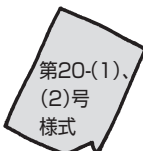
注13

災害等のやんだ日がその申請に係る課税期間等の末日の翌日（個人事業者の場合は、当該末日の翌日から1月を経過した日）以後に到来する場合には、その課税期間等に係る申告書の提出期限までとなります。

注14

承認を受けた事業者が臨時販売場を設置しようとするときは、設置しようとする日の前日までに、臨時販売場設置届出書(第20-(11)号様式)の提出が必要です。(参照→P17)

3. 許可関係

許可が必要な場合	許可申請書名	提出時期 (注10)
輸出品販売場を開設しようとするとき(注15)	輸出品販売場許可申請書（一般型用）、（手続委託型用）(注16) 	許可を受けようとするとき

注15

輸出品販売場を廃止しようとするときは、輸出品販売場廃止届出書(第21-(1)号様式)の提出が必要です。

注16

許可申請に当たっては、輸出品販売場の区分に応じた許可申請書の提出が必要です。

災害等により届出書の提出ができなかった場合

災害等のやむを得ない事情（注17）により、その課税期間開始前に次に掲げる届出書の提出ができなかった場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、その課税期間の初日の前日に届出書を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から課税事業者の選択（簡易課税制度の選択）をし、又は選択をやめることができることになります。

（注18）

当該特例を受けるためには、「消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」又は「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」と併せて、当該特例を受けようとする届出書を提出してください。

●消費税課税事業者選択（不適用）届出書

●消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書

例 この特例は、例えば次のような場合に適用されます。

- 1 当課税期間に災害が発生したことにより、翌課税期間から課税事業者を選択しようとする事業者が、選択しようとするその課税期間開始前までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出することができなかった場合
- 2 当課税期間に災害が発生したことにより、簡易課税制度を選択している事業者が、翌課税期間から簡易課税制度の適用を受けることをやめようとする場合において、そのやめようとする課税期間開始前までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することができなかった場合

災害等が生じたことにより簡易課税制度の適用（不適用）を変更する必要が生じた場合

災害その他やむを得ない理由（注19）が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、申請書を災害その他やむを得ない理由がやんだ日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間等の初日の前日に消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書を提出したものとみなされます。

これにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

当該特例を受けるためには、「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」と併せて、「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出してください。

例 この特例は、例えば次のような場合に適用されます。

- 1 災害等により、事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要となった場合
- 2 災害等により、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合

注17

「やむを得ない事情」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑りなどに基因する災害や、これらの災害に準するような状況又は事業者の責めに帰することができない状態が生じたことなどにより、届出書の提出ができない状態になったと認められる場合をいいます。

注18

課税事業者を選択し、又は簡易課税制度を選択した事業者は、選択後2年間は課税事業者又は簡易課税制度の選択を取りやめることはできません。

注19

「災害その他やむを得ない理由」とは、次のものをいいます。

- 地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地すべりその他の自然現象の異変による災害
- 火災、火薬類の爆発、ガス爆発、その他の人為による異常な災害
- 上記に掲げる災害に準する自己の責めに帰さないやむを得ない事実

災害等にあった事業者の個々の状況等はそれぞれ異なることと思われます。制度の内容・必要となる手続き等については、所轄税務署にお尋ねください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている方に対する特例 (注20)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者の方で次の条件を満たす方は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、

- 特定課税期間 (注21) 以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又は選択をやめる）ことができます。(注22)
- 課税事業者の選択に係る継続適用要件は適用されません。
- 新設法人等が調整対象固定資産を取得した場合や高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例に係る制限規定は適用されません。

特例の対象となる事業者

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、
- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち
- 任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、
- 著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者

なお、これら特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出する必要があります。

注20

詳しくは、国税庁ホームページ（ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置＞消費税の課税選択の変更に係る特例について）をご参照ください。

注21

特定課税期間とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

注22

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます（参照→P61）。

参照→継続適用要件はP21、新設法人等の制限規定はP22、高額特定資産を取得した場合等の制限規定はP23

4. 特定非常災害の被災事業者に係る特例

特定非常災害 (注23) の被災者である事業者に対する消費税の税制上の措置として、次の災害特例が設けられました。この災害特例は、原則として今後特定非常災害が発生した場合に、その特定非常災害の被災事業者について適用されます。

[1] 「消費税課税事業者選択届出書」等を提出する場合の特例

被災日の属する課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択する（やめる）場合や簡易課税制度を選択する（やめる）場合には、指定日 (注24) までに「消費税課税事業者選択届出書」等の各届出書を所轄税務署長へ提出することにより、選択等をしようとする課税期間の初日以後であっても、課税事業者の選択等をすることができます。

[2] 課税事業者を選択した場合等の継続適用要件の不適用等

「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者が被災事業者となった場合や、被災事業者が指定日までにこれらの届出書を提出した場合には、課税事業者の選択又は簡易課税制度の選択に係る継続適用要件が適用されません。

注23

「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。近年では、「平成30年7月豪雨」や、「令和元年台風第19号」が指定されています。

注24

「指定日」とは、国税庁長官が特定非常災害の状況及び特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日をいいます。

参照→継続適用要件はP21、P43

〔3〕 新設法人等が被災事業者となった場合の納税義務の免除の特例等

新設法人又は特定新規設立法人が被災事業者となった場合(注25)には、被災日の属する課税期間以後の課税期間については、納税義務の免除の特例及び簡易課税制度の適用に係る制限規定が適用されません。

【4】被災事業者が高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例等

被災事業者が、被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた場合又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった場合(注25)には、被災日の属する課税期間以後の課税期間については、納税義務の免除の特例及び簡易課税制度の適用に係る制限規定が適用されません。

【5】被災事業者が高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合の納税義務の免除の特例等

被災事業者が、被災日前に高額特定資産である棚卸資産等について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定（免税事業者が課税事業者となった場合の調整等）の適用を受けた場合又は被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に当該資産等についてこれらの規定の適用を受けた場合（注25）には、被災日の属する課税期間以後の課税期間については、納税義務の免除の特例及び簡易課税制度の適用に係る制限規定が適用されません。

参照→新設法人等及びその制限規定はP22、P43

参照→高額特定資産及び
高額特定資産を取得した
場合等の制限規定は
P23、P43

注25

国税通則法第11条の規定の適用を受けた者でない場合には、所定の届出書の提出が必要です。

参照→免税事業者が課税事業者となった場合の調整はP38

さらに詳しく

詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレット「特定非常災害に係る消費税の届出等に関する特例」をご参照ください。なお、令和元年台風第19号の被災事業者については、パンフレット「令和元年台風第19号により被害を受けた事業者の方へ 消費税の届出等に関する特例について」をご参照ください。

令和元年台風第 19 号により被害を受けた事業者の方へ
消費税の届出等に関する特例について

令和元年台風第19号により被害を受けた皆様へ、心からお見舞い申し上げます。
令和元年台風第19号により被災された事業関係の君（以下「被災事業関係」といいます。）、次の消費財の返金に関する特例（以下「返金特例」といいます。）の適用を受けることができます。
この「返金特例」に該当する事業関係は、「消費財が被災した事業者の消費財の返金等に関する法的根拠となる法律（海2条第1項の所定により、特定自然災害と特定自然災害の被災事業等に適用されるものであり、令和元年台風第19号による被害も特定自然災害に認定されてい

1 被災事業者が次の届出をする場合の特例

- ② 消費税の簡易課税制度を選択する（やめる）届出

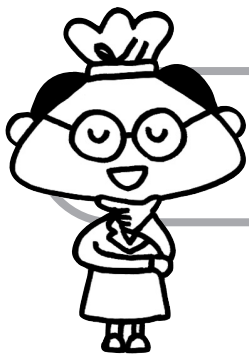
被災事業者が、その被害を受けたことによつて、被災日を含む賠償期間以後の賠償期間について、該被害事業を選択する（又はやめる）場合、又は賠償期間延長を選択する（又はやめる）場合には、毎年度別に当該賠償延長にこれらの選択をする（又はやめる）旨の届出書を提出することにより、その適用を受ける（又はやめる）こととなります。

※1 災害特別の賠償となる、毎年度別に該被害事業又は該被害事業を選択する旨の届出書を提出した事業者（又はその承継者）は、被災日を含む賠償期間延長の適用を受ける（又はやめる）場合、当該被害事業又は該賠償期間延長を2年連続して適用した年度がない。またの賠償を受けることとならない。

- ※2 課税事業者を選択した事業者が、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産（棚卸資産以外の固定資産で100万円（税抜き）以上のもの）を取得し、そ

の取得した権利期間の満了申告を一般課税で行う場合等には、原則として、一定期間は権利事業者の選択を要する旨の届出書及び簡易課税制度を選択する旨の届出書の提出ができませんが、災害時刻により、被

④ **被保険事業者とは**
被保険事業者とは、次のいずれかに該当する事業者をいいます。
① 指定地域内に継続して事業を営む事業者
② 指定地域とは、令和元年11月1日現在の市町村第13号に於ける市町村の境界を証するものとして、国、道、河川、湖沼、海、内海、海峡、橋、木田及び境界河の一部に該当するもの
③ 令和元年10月1日及び以後に建設省から国土・中部局の所管の国長及び国土指定制による事業者（所管局長署名）「災害による水損、修繕等の期限延長申請書」を提出し、国土指定制による事業者
④ ③及び以下の事業者で、令和元年10月19日及び以後に建設省から国土指定制による事業者
⑤ 国土指定制による事業者で、令和元年10月19日及び以後に建設省から国土指定制による事業者



15 記帳事項・帳簿の保存は？

この章では、課税事業者の「帳簿への記載事項」と「帳簿の保存」について説明します。

[1] 帳簿の記載事項と保存期間

課税事業者は帳簿を備え付けて、これに取引を行った年月日、内容、金額、相手方の氏名又は名称などの必要事項を整然とはっきり記載し、この帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地等で保存する必要があります。

なお、帳簿は、これらの記載事項を充足するものであれば、商業帳簿でも所得税・法人税における帳簿でも差し支えありません。

<主な記載事項>

- ・取引の年月日
- ・取引内容
(軽減税率の対象品目である旨)
- ・税率の異なるごとに区分した取引金額
- ・取引相手の氏名又は名称



<保存期間>

閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日より2か月を経過した日から7年間

取引区分	帳簿への記載事項
資産の譲渡等（特定資産の譲渡等（参照→P45）を除く）を行った場合	①取引の相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率の異なるごとに区分した取引金額
売上返品を受けたり、売上値引きや売上割戻し等を行った場合	①売上返品等に係る相手方の氏名又は名称 ②売上返品等に係る年月日 ③売上返品等の内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率の異なるごとに区分した売上返品等に係る金額
仕入返品をしたり、仕入値引きや仕入割戻し等を受けた場合	①仕入返品等に係る相手方の氏名又は名称 ②仕入返品等に係る年月日 ③仕入返品等の内容（軽減税率の対象品目である旨） ④仕入返品等に係る金額
貸倒れが生じた場合	①貸倒れの相手方の氏名又は名称 ②貸倒れ年月日 ③貸倒れに係る資産又は役務の内容（軽減税率の対象品目である旨） ④税率の異なるごとに区分した貸倒れに係る金額
課税貨物に係る消費税額の還付を受けた場合	①保税地域の所轄税関名 ②還付を受けた年月日 ③課税貨物の内容 ④還付を受けた消費税額

[2] 帳簿の保存方法

帳簿は、原則として帳票類で保存します。特例として、7年のうち最後の2年間は一定の要件を満たすマイクロフィルムによる保存が認められます。

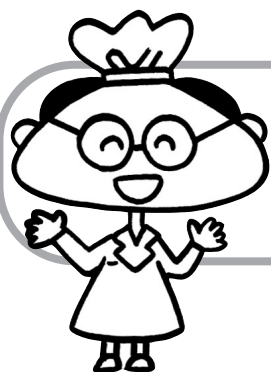
また、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けて、コンピュータで作成した帳簿を、一定の要件の下に電子データにより保存することができます。（注）

注

取引の相手先から受け取った請求書等及び自らが作成したこれらの写し（決算関係書類を除きます。）について、あらかじめ納税地の所轄の税務署長の承認を受けた場合には、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャナで読み取って作成した電子化文書による保存が認められます。

[3] 記載事項の省略ができる場合

小売業、飲食店業、タクシー業等を営む事業者は、上表の記載事項のうち「取引の相手方の氏名又は名称」及び「売上返品等に係る相手方の氏名又は名称」の記載を省略することができます。



16 国、地方公共団体等に対する特例は？

この章では、「国や地方公共団体等に対する消費税の特例措置」について説明します。

国又は地方公共団体等については、事業単位や資産の譲渡等の時期、仕入税額控除などの取扱いに関して、次のような特例措置が設けられています。

1. 事業単位等の特例

[1] 資産の譲渡等の事業単位について

国又は地方公共団体が、一般会計又は特別会計を設けて行う事業に係る資産の譲渡等については、その会計ごとに一の法人が行う事業とみなされます。

ただし、特別会計を設けて行う事業のうち、専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計などは一般会計に属するものとみなされます。

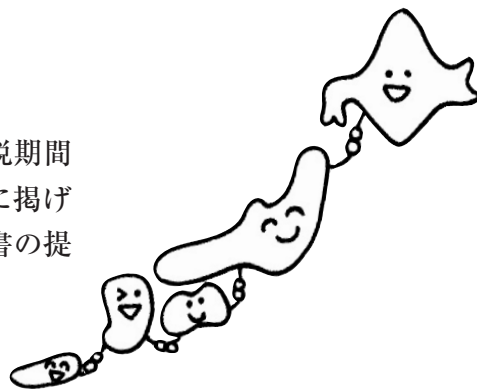
[2] 納税義務の成立時期について

国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等又は課税仕入れ等の時期については、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができます。

また、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人も、その法人が行った資産の譲渡等又は課税仕入れ等の時期についてその対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとすることができます。

[3] 申告書の提出期限について

国又は地方公共団体の特別会計の申告書の提出期限は課税期間終了後3月から6月までの範囲で、また、消費税法別表第三に掲げる法人で納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人の申告書の提出期限は所轄税務署長の承認を受けた期間内とされます。



e-Tax義務化について

平成30年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する課税期間から、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。）が行う消費税等の申告は、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

また、公共・公益法人等についても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合には、同様にe-Taxにより提出しなければならないこととされました。

詳しくは、P 52又はe-Taxホームページ [https://www.e-tax.nta.go.jp] をご参照ください。

1 消費税の仕組み

2 課税対象

3 非課税取引

4 輸出免税

5 納税義務者

6 納税義務の成立時期

7 課税標準

8 控除税額等の計算方法

9 国境を越えた役務の提供

10 端数計算

11 地方消費税

12 手続

13 納税地

14 届出等

15 帳簿の保存

16 国等に対する特例

17 会計処理

18 適格請求書等保存方式

19 総額表示

2. 仕入税額控除についての特例

国や地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等で特定収入がある場合は、通常の計算による仕入控除税額から、特定収入で賄っている課税仕入れ等に係る消費税額に相当する金額を控除した残額が仕入税額控除の対象となります。(注1)

<用語の説明>

特定収入とは

特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入のことをいいます。

○ 例えば、次に掲げる収入が特定収入に該当します。

- 租税 ● 補助金 ● 交付金 ● 寄附金
- 出資に対する配当金 ● 保険金 ● 損害賠償金
- 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金等

✕ 次に掲げる収入は特定収入に該当しません。

- 借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のため補助金、負担金等の交付を受けることが規定されているもの以外のもの
- 出資金 ● 預金、貯金及び預り金 ● 貸付回収金
- 返還金及び還付金
- 次に掲げる収入 (注2)
 - ・ 法令又は交付要綱等 (注3) において、次に掲げる支出以外の支出 (特定支出) のためにのみ使用することとされている収入
 - A 課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出
 - B 特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出 (特定課税仕入れに係る消費税等に相当する額を含む。)
 - C 課税貨物の引取価額に係る支出
 - D 借入金等の返済金又は償還金に係る支出
 - ・ 国、地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の用途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

注1

国や地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等も、事業者免税点 (1,000万円) 制度及び簡易課税制度が適用されます。

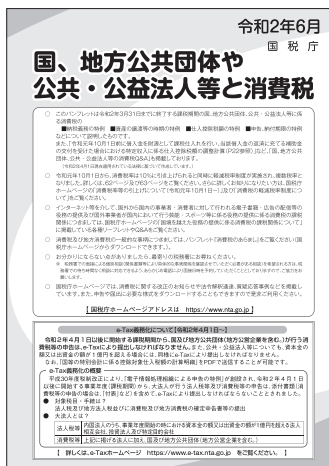
注2

公益社団法人等が募集する寄附金のうち、一定のものについては、特定収入に該当しないこととされています。詳しくは、パンフレット「**国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税**」をご参照ください (国税庁ホームページからダウンロードできます)。

注3

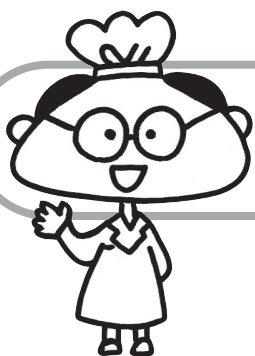
国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際に、これらの者が作成したその収入の使途を定めた文書をいいます。

参照→特定課税仕入れはP45



さらに詳しく

国又は地方公共団体等に対する特例については、「**国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税**」をご用意していますので、さらに詳しくお知りになりたい場合は、こちらのパンフレットもご利用ください。
(国税庁ホームページからダウンロードできます。)



17 会計処理の方法は？

この章では、消費税及び地方消費税の「会計処理の方法」について説明します。

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、次の二通りの方法があります。いずれの方法を採用するかは事業者の任意(注)であり、納付する消費税額及び地方消費税額の合計額は同額となります。

- ① **税込経理方式** = 消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含めて経理する方法
- ② **税抜経理方式** = 消費税額及び地方消費税額を売上高及び仕入高等に含めないで区分して経理する方法（取引の都度区分する方法と期末に一括区分する方法）

注

免税事業者は税込経理方式となります。

① 税込経理方式	区 分	② 税抜経理方式
売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、売上金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含まれるため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されるが、税抜計算の手数が省ける。	特 徴	売上げ又は仕入れ等に係る消費税額及び地方消費税額は、仮受消費税等、又は仮払消費税等とされ、企業を通り過ぎるだけの税金にすぎないため、企業の損益は消費税及び地方消費税によって影響されないが、税抜計算の手数が掛かる。
売上げに含めて収益として計上する。	売上げに係る消費税額等	仮受消費税等とする。
仕入金額、資産の取得価額又は経費等の金額に含めて計上する。	仕入れ等に係る消費税額等	仮払消費税等とする。 参照→次頁の<もっとくわしく>
租税公課として損金（必要経費）に算入する。	納付税額	仮受消費税等から仮払消費税等を控除した金額を支出とし、損益には関係させない。
雑収入として益金（収入金額）に算入する。	還付税額	仮払消費税等から仮受消費税等を控除した金額を入金とし、損益には関係させない。



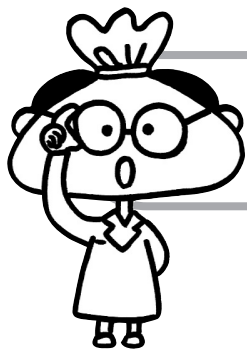
税抜経理方式を採用する事業者で課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は……

課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満である事業者は、控除対象外消費税額等について次の処理を行う必要があります。

- 控除対象外消費税額等は、繰延消費税額等として5年間以上で損金の額（必要経費の額）に算入します（個々の資産の取得価額に含めて計上することができる場合もあります。）。

ただし、右のものについては、法人は一時の損金とすることができ、また、個人事業者は一時の必要経費とすることになります。法人の交際費等に係るものは、交際費等の損金算入限度額の計算上、支出交際費等の額に加算します。

- 課税期間の課税売上割合が80%以上である場合の控除対象外消費税額等
- 20万円未満の控除対象外消費税額等（個々の資産ごとに判定）
- 棚卸資産及び経費に係る控除対象外消費税額等
- 特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等



18 適格請求書等保存方式とは？

この章では、令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式について説明します。

1. 適格請求書等保存方式の概要

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、区分記載請求書等に代えて、「適格請求書」（いわゆるインボイス）等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

■適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。なお、その書類の様式や名称は問いません。

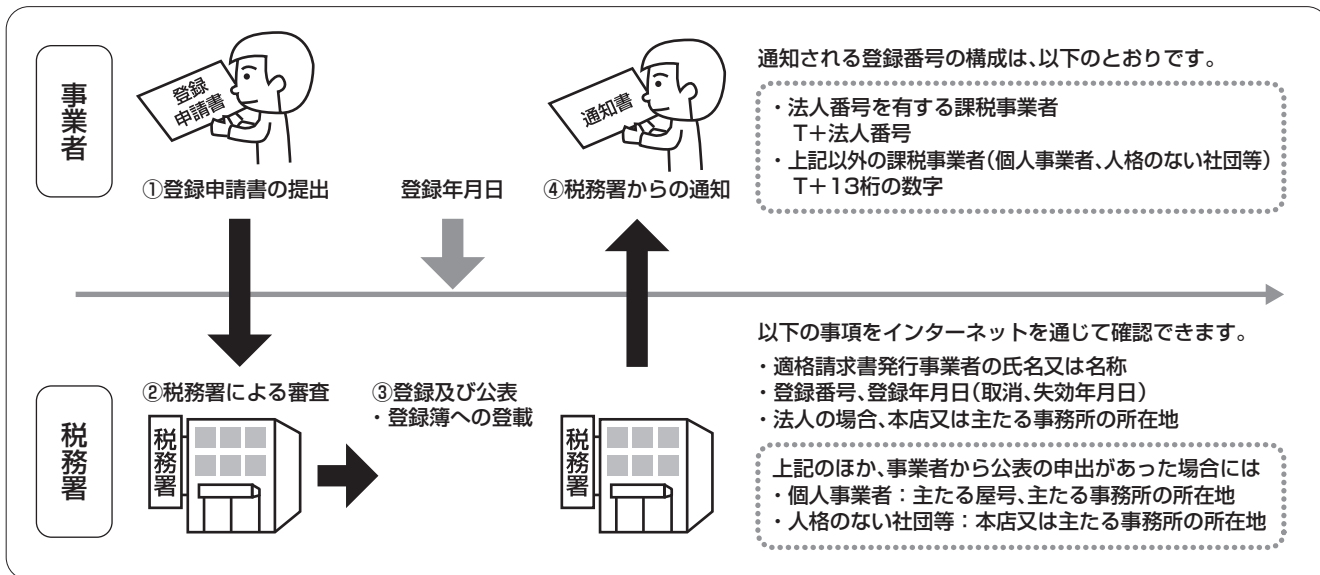
参照→区分記載請求書等はP32

2. 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、この登録は課税事業者であれば受けることができます。

参照→課税事業者はP7

■適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

ポイント

◎基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の納税義務は免除されません。

3. 適格請求書発行事業者の義務等（売手の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます（注1）。

注1

売手（適格請求書発行事業者）は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先（課税事業者）から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

〔1〕 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

記載事項は、以下のとおりです（下線の項目が現行の区分記載請求書等の記載事項（P 32 参照）に追加される事項です。）。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書※

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については適格請求書に代えて交付することができます。

■ 「適格請求書」及び「適格簡易請求書」のイメージ

〔適格請求書〕

△△商事(株) 請求書 登録番号 TO12345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象 80,000円		消費税 8,000円
8%対象 40,000円		消費税 3,200円

適用税率及び消費税額等の記載 ※ 軽減税率対象

〔適格簡易請求書〕

スーパー○○ 東京都... 登録番号 TO12345...

××年3月1日

領収証

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
(内消費税額)		¥24
(内消費税額)		¥50
※ 軽減税率対象		お預り ¥1,000
		お釣 ¥126

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※ 両方記載することも可能

[2] 適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

[3] 適格請求書の交付方法の特例

業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び自己の登録番号を記載した適格請求書をその委託者に代わって交付することができます（媒介者交付特例）。

4. 仕入税額控除の要件（買手の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（次の [3] 参照）を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

[1] 帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式の記載事項（P 32 参照）と同様です。

[2] 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類（このページの3. [2] ②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

[3] 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合（注2）

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

注2

適格請求書等保存方式の導入前においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されています（参照P34）が、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される P71の3. [2] ①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

[4] 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、令和5年10月からの3年間は、仕入税額相当額の80%、令和8年10月からの3年間は、仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除することができる経過措置が設けられています。

5. 税額計算の方法

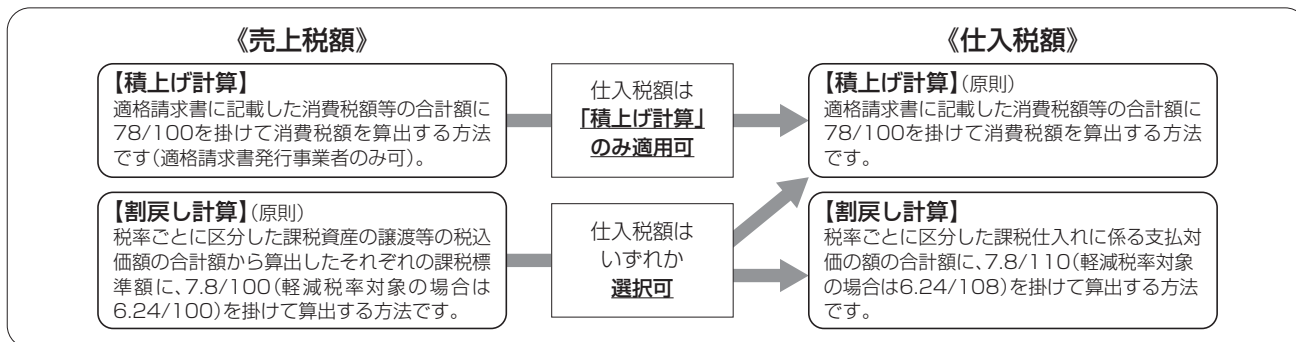
令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、以下の①又は②を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

なお、売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

■売上税額及び仕入税額の計算方法



6. 免税事業者の登録手続

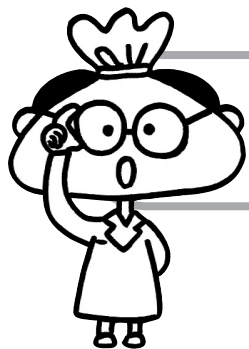
免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります（注3）が、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

参照→免税事業者はP19

注3

原則として、「課税事業者選択届出書」を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

- 軽減税率制度及び適格請求書等保存方式に関する詳しい情報については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご参照ください。
- 軽減税率制度及び適格請求書等保存方式に関する一般的なご質問やご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
専用ダイヤル 0120-205-553（無料） **【受付時間】** 9:00～17:00（土日祝除く）



19 総額表示の義務付けは？

この章では、消費税の課税事業者に義務付けられている「総額表示」について、その対象となる取引とその方法について説明します。

総額表示とは、値札などに税込価格を表示することにより、消費者が商品などの購入を判断する前に「消費税額を含んだ価格」を一目で分かるようにするものです。課税事業者が消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行う際に、あらかじめ取引価格を表示する場合は、商品や役務などに係る税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

※ 総額表示義務の特例

総額表示の義務付けについて、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」第10条により、特例が設けられています（P75参照）。

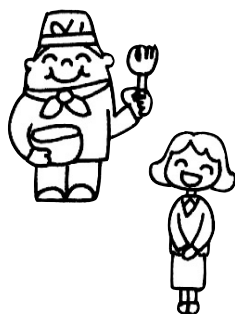
1. 総額表示の対象となる事業者及び取引

対象者

消費税の課税事業者（注1）

対象となる取引

消費者に対して商品の販売、役務の提供等を行う場合、いわゆる小売段階の価格表示（注2）



注1

免税事業者は、取引に課される税がないことから、そもそも「税抜価格」を表示して別途消費税相当額を受領することは、消費税の仕組み上予定されていません。

注2

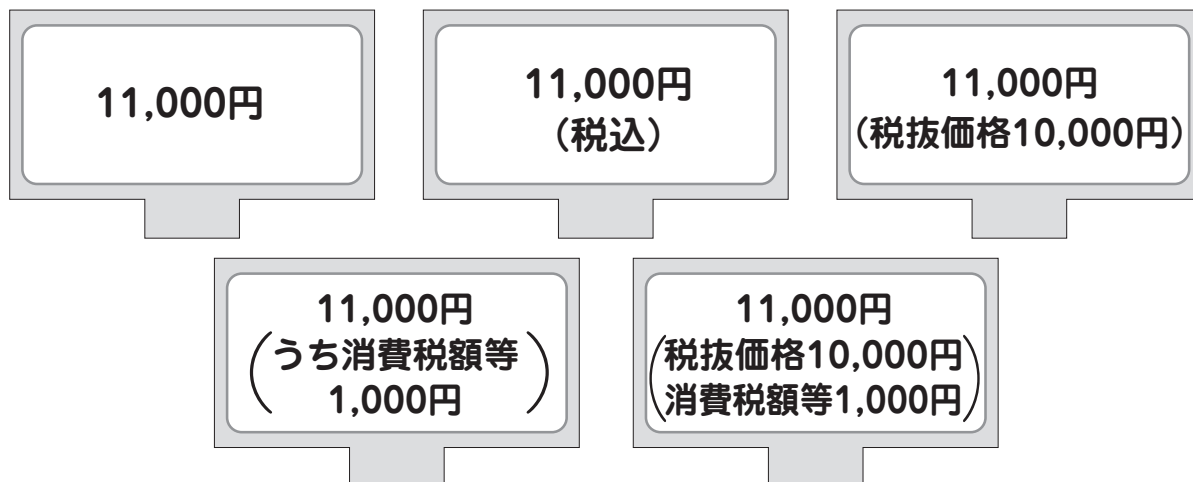
事業者間取引は、総額表示義務の対象となりません。

2. 総額表示の表示方法

[1] 総額表示の具体的な表示方法

価格表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。

■ 具体的な表示方法例（税率10%の場合）



例 え ば …

10,000円
(税込11,000円)

このような表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていますので「総額表示」に該当します。



もっとくわしく

軽減税率制度実施に伴う価格表示は…

軽減税率制度の実施に伴い、例えばイトインスペースがある小売店等の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

【イトインスペースがある小売店の価格表示の例】

異なる税込価格を設定する場合		税込価格を統一する場合
① 持ち帰りと店内飲食 両方の税込価格を表示	② 店内掲示等を行うことを前提にど ちらか一方のみの税込価格を表示	③ 持ち帰りと店内飲食を 同一の税込価格で表示
総菜パン 持ち帰り 162円 (店内飲食 165円) 総菜パン 162円 (店内掲示) 店内飲食さ れる場合、 価格が異な ります。		あんパン 170円

軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

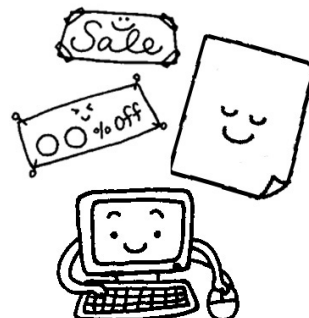
消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

[2] 総額表示義務の対象となる表示媒体

総額表示の義務付けは、消費者に対してあらかじめ商品の販売、役務の提供等を行う場合の価格表示を対象としているので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。

■具体的な表示媒体の例

- ・ 値札、商品陳列棚、店内表示などによる価格の表示
- ・ 商品のパッケージなどへの印字あるいは貼付した価格の表示
- ・ チラシ、パンフレット、商品カタログなどによる価格の表示
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネットホームページ、電子メールなどの媒体を利用した広告
- ・ ポスター、看板などによる価格の表示





総額表示義務の対象にならないものとは……

総額表示の義務付けは、価格表示を行う場合を対象とするもので、価格表示を行っていない場合について表示を強制するものではありません。

また、口頭によるもの、見積書や契約書又は決済段階で作成される請求書や領収書は、総額表示義務の対象とはなりません。



3. 総額表示義務の特例

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法・平成25年10月1日施行）第10条で、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされました。

これにより、総額表示義務の対象となる表示であっても、誤認防止措置を講じていれば、税抜価格のみの表示などを行うことができます。

※ 消費者の利便性に配慮する観点から、令和3年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めることとされています。

誤認防止措置の具体例

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例 1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

例えば、個々の商品の値札に税抜価格のみ記載して、その価格が税抜価格であることが明瞭に分かるよう（税込価格と誤認されないよう）に、次のような表示を行う

× 〇〇円（税抜）	× 〇〇円（税抜価格）	× 〇〇円（本体）	× 〇〇円（本体価格）
× 〇〇円＋税	× 〇〇円＋消費税	× 〇〇円（税別）	× 〇〇円（税別価格）

例 2

個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

このほかにも、誤認防止措置の具体例を、国税庁ホームページの「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例）」に掲載していますので、そちらをご参照ください。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税転嫁対策特別措置法」において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記 URL）をご参照ください。

URL <https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されています

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、内閣府に「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税の総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル フリーダイヤル：0120-200-040

（IP電話を含む固定電話からおかけの場合）

ナビダイヤル：0570-200-123

（お住まいの地域に応じた通話料がかかります。）

【受付時間】 平日9:00～17:00

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <https://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

※ 消費税法の改正内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

索引

あ行	
一括比例配分方式	31
一体資産	4
一般課税	29
医療	13
印紙	13
飲食料品	3
売上返品	44
役務の提供	10

か行	
会計処理	67
外国貨物	11
介護保険	13
外食	4
確定申告	52
貸倒れ	44
課税売上高	7
課税売上割合	29
課税売上割合に準ずる割合	30
課税貨物	18
課税期間	7
課税期間特例選択・変更届出書	24、59
課税期間の特例	24、25
課税仕入れ	7
課税事業者	7
課税事業者選択届出書	21、58
課税事業者届出書	20、58
課税資産の譲渡等	18
課税対象	9
課税標準	27
簡易課税制度	38
簡易課税制度選択届出書	43、59
基準期間	7
居住用賃貸建物	31
国・地方公共団体等の特例	65
区分記載請求書等	32
区分記載請求書等保存方式	32
軽減税率の適用対象	3
ケータリング	4
高額特定資産	23
国外事業者	45、47
国内取引	9
個別対応方式	30

さ行	
災害等	61
仕入控除税額	28
仕入対価の返還等	36
事業区分	39、42
事業者	9
事業者向け電気通信利用役務の提供	45
事業者免税点制度	2
事業として	9
自己建設高額特定資産	23
資産	10
資産の貸付け	10
資産の譲渡	10
資産の譲渡等	8
住宅	14
授業料	14
消費者向け電気通信利用役務の提供	47
助産	13
申告	52
申告期限の延長の特例	53

新設法人	22
身体障害者用物品	13
請求書	32
税込経理方式	67
税抜経理方式	67
税率	2
設備投資	20
総額表示	73
総額表示義務の特例	75

た行	
対価を得て	10
地方消費税	51
中間申告	53
調整対象固定資産	37
調整対象自己建設高額資産	23
帳簿	32
帳簿の保存	64
転嫁	1
電気通信利用役務の提供	45
適格簡易請求書	70
適格請求書	69
適格請求書等保存方式	69
登録国外事業者	47
登録番号	69
特定役務の提供	48
特定課税仕入れ	45
特定期間	19
特定資産の譲渡等	45
特定新規設立法人	22
土地	12
届出等	58

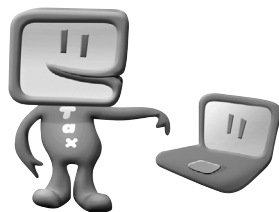
な行	
任意の中間申告制度	54
値引き	44
納税義務者	18
納税義務者でなくなった旨の届出書	20、58
納税義務の成立時期	26
納税地	57
納付	52

は行	
媒介者交付特例	71
端数計算	49
非課税取引	12
不課税取引	9
物品切手等	13
保険料	13
保稅地域	11

ま行	
みなし仕入率	39
みなし譲渡	27
免税事業者	19
免税店	16
免税取引	15

や行	
有価証券	12
郵便切手類	13
輸出業者	20
輸出物品販売場	16
輸出免税	15
輸入取引	11

ら行	
利子	13
リバースチャージ方式	45、46、48



さらに便利で使いやすく。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1. 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

- 消費税、所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税及び石油ガス税などの申告ができます（中間申告、予定申告を含みます。）。
- 各種申請・届出のほか、納税証明書の交付請求や法定調書の提出などができます。

※ 申請・届出等には、消費税の各種届出のほか、設立（開業）の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などがあります。

2. ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

- 金融機関や税務署に出向くことなく納税ができ、特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付など）。

e-Taxをご利用いただく前に

step1

電子証明書等を取得してください（納付のみご利用の場合、step1は不要です。）。

1. 電子証明書の取得

申告等データを送信する際には、電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

※ 税理士が税務書類（データ）を作成し、納税者に代わって送信する場合、納税者本人の電子証明書を取得する必要はありません。

※ e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。

※ 電子証明書の取得には手数料が必要です。ただし、「公的個人認証サービス」に係る電子証明書は、「マイナンバーカード（個人番号カード）」に格納されており、「マイナンバーカード」の交付申請に係る手数料は、当面は無料です（再発行の際は、原則として手数料が必要です）。具体的な取得方法等については、各電子証明書の発行機関へおたずねください。

2. ICカードリーダライタの用意

利用する電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、別途ICカードリーダライタが必要になりますので、事前に用意してください（利用する電子証明書の仕様合ったものの確認の上、家電販売店等でお買い求めください。）。

step2

e-Taxの開始届出書を提出して利用者識別番号を取得してください。

e-Taxの利用に際しては、事前にe-Taxの開始届出書を納税地を所轄する税務署に提出して、利用者識別番号を取得してください。

e-Taxの開始届出書の提出は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号がオンラインで発行（通知）されます。

step3

電子証明書等の登録を行ってください。

国税庁が提供するe-Taxソフト等を使用して、初期登録（利用者ファイルの作成及び電子証明書の登録等）を行ってください（e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。）。

令和2年4月から大法人の電子申告が義務化されました

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等に対し、法人税等及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、提出方法が電子申告に義務化されました。（参照→P52）

利用可能時間

月曜日～金曜日（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） 24時間

（注）土日祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

詳しい情報はe-Taxホームページへ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。